

## 北蝦夷地ウシヨロ場所アイヌの軽物上納

東 俊佑

## Key Words

蝦夷地 (Ezochi)、アイヌ (Ainu)、近世 (Early modern)、江戸時代 (Edo period)、サハリン (Sakhalin)、場所請負制 (Subcontracted trading post system)、軽物 (Karumono)、狩猟 (Hunting)

## 1 はじめに

本稿は、ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』<sup>(1)</sup>の記述を手がかりに、アイヌの軽物上納の諸相を検討するものである。

軽物は、「かるもの」と読み、ラッコの皮、ワシの羽など、松前藩がアイヌから独占的に買い上げた産物のこととされる。なお、「狩物」(狩猟物)の当て字とする説には否定的な見解もある(菊池 2013: 369)。高倉新一郎は、「軽物とは鷲尾・熊胆・熊皮・鮫皮・海獣皮・山丹交易品等特殊産物であって、官の専売に属するもの。北蝦夷地廻り小皮とは狐皮・獺皮・狝皮等で、官府の専売に属する山丹交易品の代償として山丹人に与えるもの。ゆえにこれもまた官の専売であって、一般の売買は許されていない」と述べ、「軽物」や「北蝦夷地廻り小皮」が「官府」(ここでは松前藩や幕府の意)の専売品であったことを指摘する(高倉 1972: 264)。19世紀前半における軽物の生産と流通の史料分析を通じて、アイヌの狩猟活動の意味を問い直した出利葉浩司は、軽物と呼ばれた品物の内容を検討し、軽物には、カワウソ、キツネ、タヌキ、テンなどの小型獣の毛皮(一般に小皮と呼ばれる)や、ラッコ、アザラシ、オットセイも含まれるが、シカは範疇外であったと指摘する(出利葉 2002: 115-119)。

カワウソ、テン、キツネの毛皮は「北蝦夷地廻り小皮」、すなわち蝦夷地各場所の運上家・会所が集荷し、サハリン島南端のシラヌシへ送り、同所で行われたサンタン人との取引において、日本側が彼らに売り渡すための商品であったとされる。出利葉は、これら小皮の狩猟・集荷は、幕府がサンタン交易を改革(アイヌのサンタン人への負債を解消)し、アイヌが交易から排除された後の1812(文化9)年以降に見られることを指摘し、同年以降、小皮は「軽物」に組み入れられたとの見解を示す(出利葉 2002: 130-136)。また、アイヌの誰もが狩猟を行えたわけではなく、狩猟は、運上家・会所が

狩師に指名した「軽物取」が行うものであり、松前藩や運上家からの毛皮の上納要求に応じて実施される「強制的な狩猟」であったと主張する(出利葉 2002: 152)。この主張は、従来自由で自営的な商品生産活動と考えられてきたアイヌの狩猟の、場所請負制下における意味の再考を促し、1812(文化9)年以前と以後の狩猟のあり方を区別する視座を提示した点で画期的であった。さらには、「強制的な狩猟」は、蝦夷地の場所請負制下のアイヌにのみ顕著に見られるものではなく、北東アジアの諸民族共通の現象との持論を、小型獣狩猟用罟のアイヌ社会への波及論とともに展開する。言わば、中国(清朝)の毛皮需要の高まりと、諸民族への毛皮貢納の圧力を軸とする世界経済・世界システムのなかでアイヌの狩猟活動を捉えることで<sup>(2)</sup>、アイヌ文化研究を一民族の狭窄的な議論(北海道のローカルな事象研究)にとどめず、グローバルな視角からの研究の可能性を提起した点でも意義があったと言える。

ただ、出利葉が分析対象とした西蝦夷地ヨイチ場所の林家文書は、現在、研究アクセス環境が十数年前に比べ格段に整備されていることから、本格的な場所請負制下のアイヌ社会研究が俟たれるところではある。

一方、長澤政之は、東蝦夷地子モロ場所の藤野家文書を対象として、場所請負制下のアイヌの狩猟を分析した(長澤 2002)。長澤は、小林真人の場所請負制時期区分<sup>(3)</sup>を踏まえ、場所請負人が軽物の集荷義務を負わされていた場所請負制後期の実証研究を試み、子モロ場所のアイヌ有力者<sup>(4)</sup>チンヘイとその子トミクワ(改俗名陳平)が、同場所内でワシ猟・クマ猟・カワウソ猟・テン猟、シコタン島やハボマイ諸島などへ渡海してのキツネ猟・アザラシ猟を行い、子モロ会所が要求する軽物を納入する狩猟活動への従事の実事を明らかにした。また、渡海を伴うキツネ猟・アザラシ猟は、ハナサキアイヌ<sup>(5)</sup>の狩猟権、その他の子モロ場所内の狩猟は、チンヘイ・トミクワの系譜につながるアイヌ有力者ションコ<sup>(6)</sup>以来の狩猟権に起因することをつきとめ、これらのチンヘイ・ト

ミクワへの狩猟権の再編過程を検討した。こうした狩猟権の継承・移動が、既得権益として機能し、場所支配機構の再編や、有力アイヌの「役」世襲の連関を暗に示唆した点は、場所請負制下のアイヌ社会論の問題として注目すべきである。出利葉の指摘する「軽物取」の指名問題を考察するうえでも興味深い。

長澤の子モロ場所狩猟の事例について、谷本晃久は「半ばノルマ化されての『自分稼』」(谷本 2020: 181)とし、田島佳也も「色丹島や択捉島への渡海をとまなうアイヌの『自分稼ぎ』海豹・狐狩猟が展開していた」(田島 2014: 395)と述べた。ともに「自分稼」の事例と評価した。当の長澤自身も最初の所説を改め、のちに子モロ場所アイヌの狩猟活動を「自分稼」と捉えた(長澤 2005: 38-39; 長澤 2008: 230)<sup>(7)</sup>。「自分稼」は、谷本晃久によれば、「雇用による定額給料(米に換算しての和製品前貸清算)の体系とは異なる、アイヌによる商品生産を指すもの」(谷本 2020: 169)、あるいは「相対取引による取引」(谷本 2020: 184)と定義される。長澤は、「狩猟では『アイヌ自営猟』と『会所猟』の二形態が存在した。いずれも雇いではないので『自分稼』である」と述べ(長澤 2005: 34)、「アイヌ自営猟」と「会所猟」の2つ、すなわち自家消費を除く子モロ場所アイヌの狩猟活動を「自分稼」と結論付けている。

長澤が狩猟形態を2つに区別する指標は、子モロ会所が詰合(松前藩の駐在役人)に対して出猟許可を求め提出する「出猟届」の有無である。すなわち、「出猟届」のあるキツネ猟・アザラシ猟を「会所猟」、「届」のないその他の猟を「アイヌ自営猟」とし、「会所猟」は「会所の命を受けて首長層アイヌが狩猟団を編成する」形式とする(長澤 2008: 230)。そして、渡海を伴わないウシ猟・クマ猟・カワウソ猟・テン猟の非「会所猟」化の理由を、少人数やワナの使用といった、組織化に適さない狩猟形態に求める(長澤 2005: 27-31)。筆者(東)は、渡海など「場所」の領域外への出猟(移動)に伴う届けが「出猟届」であって、それがアイヌの自由な商品生産活動という意味合いの「自営猟」か、会所の指示・指令の側面の強い「会所猟」かの区別の指標にはならないと考えている。

むしろ、場所請負制下のアイヌの狩猟形態は、品目による会所への上納数量のノルマの有無による区別が妥当である。長澤は、子モロ場所の藤野家文書やヨイチ場所の林家文書のなかに、軽物の上納割当てを示した史料があり、「役蝦夷人」一人に対するカワウソ皮1枚、キツネ皮2枚、テン皮4枚のノルマの存在を指摘する(長澤 2009: 19)。小皮以外の他の軽物に対するノルマの有無は、目下のところ不明である。小皮の上納ノルマは、出利葉の言う「強制的な狩猟」の側面を呈しているよう

に見える。

榎森進は、場所請負制下のアイヌの「自分稼」について、「アイヌ民族本来の自由な生産活動という性格からは程遠い性格で、場所請負人から漁場の労働力として駆り出されるという状況の中で、その隙を縫って行っているところの『自分稼』という性格が非常に強いように思う」と述べ、場所請負人による制約を強調するとともに、アイヌ本来の自由な生産活動の側面に否定的な見解を示している(榎森 2007: 369-370)。

以上のような従来の研究動向を踏まえ、北蝦夷地ウシヨロ場所の軽物上納の事例を考察することが、本稿の第一の課題である。

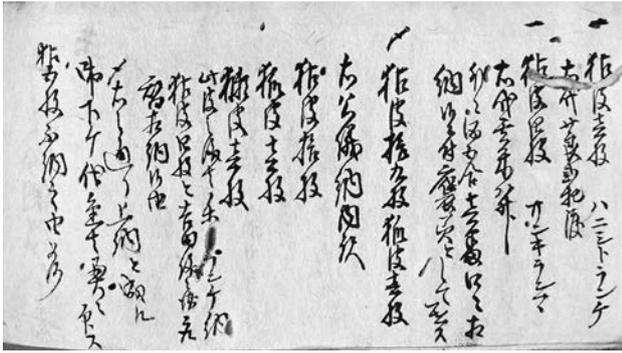
一方で、本稿は、筆者がこれまで『北蝦夷地用』の分析により明らかにしたアイヌの「給料勘定」のしくみ(東 2018, 2019, 2020)の続編としての性格も有している。以下で検討する軽物上納の記述は、全164丁ある『北蝦夷地用』の終わり部分の数丁に記されており、それより前の部分の100丁以上の大半を占める「給料勘定」や「撫育」の記述との何らかの関係が想定できるからである。ウシヨロ会所によるアイヌの労働と社会保障のしくみである「給料勘定」・「撫育」と、アイヌが会所に納める軽物上納のしくみの連関について考察することが第二の課題である。

## 2 『北蝦夷地用』における軽物上納の記述について

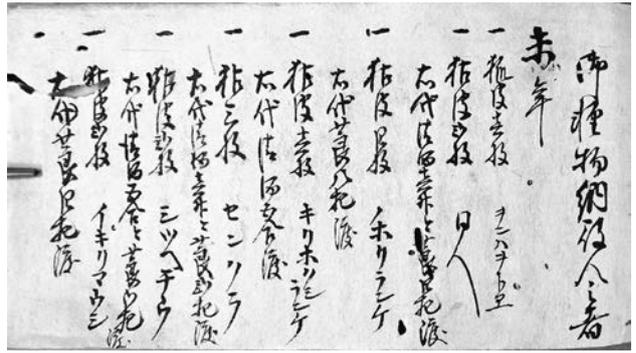
ウシヨロは、サハリン島西海岸北緯48度50分付近の広域地名で、ウエンルイサン村、オタフニ村、ウシトマナイホ村、ナイコトロ村、ウツシユ村、フレオチ村の、アイヌの6つの村の総称である。1855(安政2)年の幕府による蝦夷地直轄以降、越前大野藩がウシヨロの開発と警衛を志願し、ウシヨロから南へ離れたライチシカ村を含む「ウシヨロ領(場所)」が、1860(万延元)年より、大野藩の「領分同様」の地となった(東 2007)。樺太旧日本領時代には鵜城と呼ばれ、現在はロシア・サハリン州のオルロヴォ Орловоとなっている。ウシヨロでは、アイヌを雇用した漁場経営が1859(安政6)年より行われ、その際の労働の対価として、ウシヨロ会所はアイヌへ給料を支払い、また「撫育」としてさまざまな品物を支給した。こうした「給料勘定」の詳細を個人別に記載している帳簿が『北蝦夷地用』である。

軽物上納に関する記述は、[157オ]～[161ウ]の5丁分である。この5丁は、さらに1丁ごとに次の5つに分類できる。

- (1) 1859(安政6)年の軽物上納 157オ～157ウ
- (2) 1860(万延元)年の軽物上納 158オ～158ウ



157ウ



157オ

- (3) クマ皮・クマ胆の上納 159オ～159ウ
  - (4) 1859～1860年の軽物上納の覚書 160オ～160ウ
  - (5) 1861 (文久元) 年の軽物上納 161オ～161ウ
- 以下、順を追って記載内容を検討することとする。

(1) 1859 (安政6) 年の軽物上納 157オ～157ウ

[157オ] の冒頭には、「御軽物納役人之者」、「未年」とあり、以下、「狐皮」、「狢皮」(テン皮) の枚数と人名、代品の種類と数量の書き上げが [157ウ] の途中まで続き、「狢皮拾九枚、狐皮壹枚」とまとめられる。[表1] は、それを整理したものである(「No.」の列は、出てくる順番に筆者が付した便宜的な番号である)。その次行からは、

右公儀納内訳  
 狢皮拾枚  
 狐皮壹枚  
 獺皮壹枚  
 此皮之儀者、ノホリランケ納狢皮四枚と吉田儀  
 兵衛取替相納候由、  
 べ右之通り上納と成ル、  
 御下ケ代金者奥ニ印ス、  
 狢五枚不納之由、如何、

と記される。

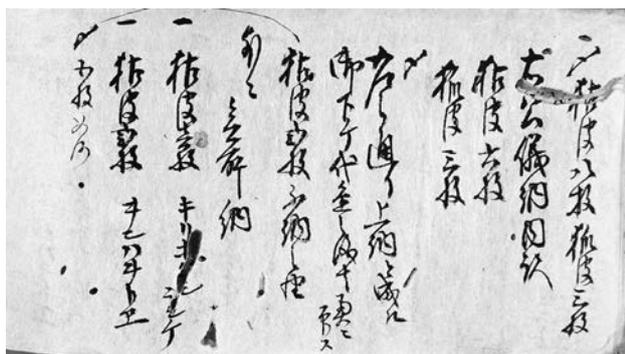
ここからわかるのは、8名のアイヌ＝「御軽物納役人」(以下「納役人」と略) が1859 (安政6) 年にキツネ皮、テン皮を納め、その対価として清酒、タバコ、玄米を得ていることである。軽物の直接の納入先は、『北蝦夷地用』の従前の記述からして、ウシヨロ会所と考えられる。No.2ノホリランケがテン皮4枚でタバコ8把、No.5シツヘチウがテン皮2枚で清酒5合とタバコ2把、No.7ハニシトランケがテン皮1枚でタバコ2把、No.8サンキランマがテン皮4枚で玄米8升を入手していることから、テン皮1枚＝清酒5合＝タバコ2把＝玄米2升の交換レートを導き出せる。またNo.1ランハヲトエのみキツネ皮を納

表1 1859 (安政6) 年の軽物納付

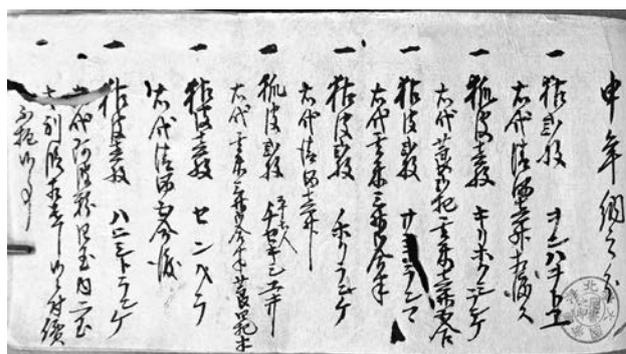
No.	名前	軽物			代
		獺皮	狐皮	狢皮	
1	ランハヲトエ		1枚	2枚	清酒1升 タバコ4把
2	ノホリランケ			4枚	タバコ8把
3	キリホクシランケ			1枚	清酒5合
4	センクラ			3枚	清酒1升 タバコ2把
5	シツヘチウ			2枚	清酒5合 タバコ2把
6	イキリマウシ			2枚	タバコ4把
7	ハニシトランケ			1枚	タバコ2把
8	サンキランマ			4枚	玄米8升 ※酒5合褒美
合計			1枚	19枚	
上納ノルマ		1枚	1枚	10枚	
不納				5枚	

めており、キツネ皮1枚とテン皮2枚で清酒1升とタバコ4把の代とあるので、キツネ皮1枚＝清酒1升となり、キツネ皮はテン皮の2倍の価値であったことがわかる。「狢皮拾九枚、狐皮壹枚」の記述は、8名の「納役人」がキツネ皮1枚とテン皮19枚をウシヨロ会所へ納入した合計と解釈できる。

これに対し、[157ウ] の「右公儀納内訳」以下の部分は、「公儀」へ上納すべき軽物の数量の書き上げである。テン皮10枚、キツネ皮1枚、カワウソ皮1枚がウシヨロアイヌに課せられた上納ノルマと考えられる。しかし、この年はカワウソ皮1枚の納付がなく、吉田儀兵衛がノホリランケ納付のテン皮4枚とカワウソ皮1枚を交換補填し、「公儀」への上納完了となった。吉田儀兵衛とは、大野藩が召し抱えたウシヨロ場所の親方で、請負制下の支配人的な役割を担った人物である(東 2017: 49)。「御下ケ代金者奥ニ印ス」は、後述の [160オ] ～ [160ウ] の示唆である。最後の「狢五枚不納之由、如何」は、上納ノルマに対するテン皮5枚の過剰納付により、「不納」になったとの意味であろう。「如何」の意味はよくわからない。



158ウ



158オ

この記載からは、ウシヨロアイヌの「納役人」への小皮類の上納ノルマの存在、及びノルマ以上の納付があった場合の過剰分の会所による買い取り、そして最終的な軽物の上納先が「公儀」であることがわかる。

(2) 1860 (万延元) 年の軽物上納 158オ～158ウ

[158オ] 冒頭には「申年納之分」とあり、以下、「狐皮」「狢皮」の枚数と人名、代品の種類と数量の書き上げが続き、[158ウ] の1行目で「狢皮八枚、狐皮三枚」とまとめられる。[表2] は、それを整理したものである。その次行からは、

右公儀納内訳

狢皮六枚

狐皮三枚

〆

右之通り上納と成ル、

御下ケ代金之儀者奥ニ印ス、

狢皮三枚不納之由、

外ニ

会所納

一、狢皮壹枚 キリホクシランケ

一、狢皮三枚 ヨンハマトエ

〆五枚如何

と記される。

ここからわかるのは、7名のアイヌが1860 (万延元) 年にキツネ皮、テン皮をウシヨロ会所へ納付し、その対価として、清酒、玄米、タバコ、阿波粉 (阿波国産の刻みタバコ) を得ていることである。交換レートは、テン皮2枚=清酒1升=玄米3升2合半=阿波粉4玉であり、前年と比べると、玄米だけが4升から3升2合半へ減量となっている。キツネ皮については、No.2キリホクシランケが1枚で玄米1升5合とタバコ2把、No.5チセキシユ井が2枚で玄米3升2合半とタバコ4把半であり、枚数が2倍になると代価が2倍以上になっている。この理由の解

表2 1860 (万延元) 年の軽物納付

No.	名前	軽物			代
		獺皮	狐皮	狢皮	
1	ヨンハマトエ			2枚	清酒1升
2	キリホクシランケ		1枚		タバコ2把 玄米1升5合
3	サンキランマ			2枚	玄米3升2合半
4	ノホリランケ			2枚	清酒1升
5	平土人 チセキシユ井			2枚	玄米3升2合半 タバコ4把半
6	センクラ			1枚	清酒5合
7	ハニシトランケ			1枚	阿波粉4玉
		合計	3枚	8枚	
		上納ノルマ	3枚	6枚	
		不納		2枚	
		外ニ会所納		3枚	

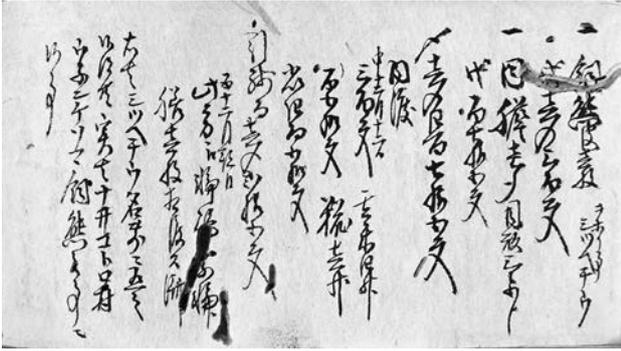
釈は、この事例だけでは困難であるが、毛皮の質などにより代価に多少の増減があった可能性はある。

この年の小皮の会所への納付は、7名でテン皮8枚とキツネ皮3枚であった。[158ウ] の「右公儀内訳」では、テン皮6枚とキツネ皮3枚の上納ノルマが示され、テン皮2枚は「不納」とある。なお、キリホクシランケがテン皮1枚、ヨンハマトエがテン皮2枚を別に会所へ納め、「〆五枚如何」の記述から、合わせて5枚が余ったようである。

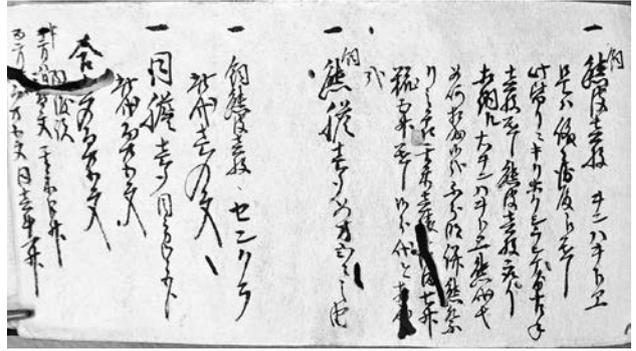
以上からわかるのは、前年同様、ウシヨロのアイヌに小皮類の上納ノルマが課され、小皮は会所へ納められ、会所は「公儀」へそれを上納していることである。また、ノルマ以上の小皮の会所への納付があり、「公儀」への上納分に「不納」が発生したのも前年同様である。

前年と異なる点としては、次の3つを指摘できる。

- 1) 会所へ小皮を納付する人びとの名前が若干異なる。2年連続の納付はヨンハマトエ、ノホリランケ、キリホクシランケ、センクラ、ハニシトランケ、サンキランマの6名で、シツヘチウ、イキリマウシは1859 (安政6) 年のみ、「平土人チセキシユ



159ウ



159オ

井」は1860（万延元）年のみである。

- 2) 上納ノルマの種類と数量が前年と比べ変化している。前年はテン皮10枚、キツネ皮1枚、カワウソ皮1枚であったが、この年はテン皮6枚とキツネ皮3枚になっている。テン皮の枚数が減り、キツネ皮は増え、カワウソ皮は消えている。
- 3) 「外ニ会所納」としてキリホクシランケのテン皮1枚とランハヲトエのテン皮2枚の記載がある。この両名は、[158オ]の本記載の部分で、テン皮2枚、キツネ皮1枚の納付人として記載されている。なぜ「外ニ会所納」として別記されるのか。上納分に含めない理由があるのか。

(3) クマ皮・クマ胆の上納 159オ～159ウ

[159オ]～[159ウ]には、とくに冒頭に表題らしき記載はなく、「一、飼熊皮壹枚 ヲンハヲトエ」からはじまる。それゆえ、[158オ]～[158ウ]の続きのようにも見えるが、未～酉年の3年分を含むクマ皮・クマ胆に特化した記載となっている。全文を翻刻すると次のようになる。

- 一、飼熊皮壹枚 ヲンハヲトエ  
是ハ儀兵衛殿江遣し、此替りにキリホクシランケ古手壹枚遣し、熊皮壹枚取り相納ル、右ヲンハヲトエ熊代者、如何相成候哉不分明、併熊祭<sup>(清酒)</sup>之節玄米壹俵、□□七升、糶五升遣し候分代と相□哉、
- 一、飼熊膽壹ツ、め方式匁之由、
- 一、飼熊皮壹枚 センクラ  
此代壹貫文
- 一、同膽壹ツ、目方式匁五分  
此代百廿五文  
合□貫百廿五文、  
内渡訊  
申□二月八日三百文玄米四升

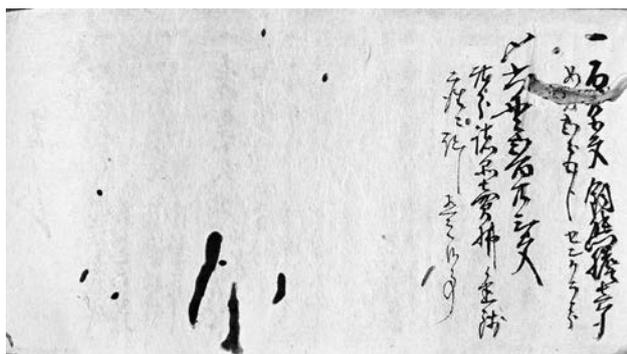
酉二月□□百廿五文、同壹斗一升

- 一、飼熊皮壹枚 ヲホリ事シツヘチウ  
代壹貫三百文
- 一、同膽壹ツ 目形三匁五分  
代百七拾五文  
×壹貫四百七拾五文  
内渡  
申十二月十二日  
三百文 玄米四升  
百五拾文 糶壹升  
小以四百五拾文  
引残而壹貫貳拾五文  
酉十二月朔日  
此方江輪嶋□輪膳壹枚相渡ス済、  
右者シツヘチウ名前ニ有之候得共、実者ナ井コトロ村ウ子ケソマ飼熊之事ニ候事、

ランハヲトエ、センクラ、シツヘチウ3名のクマ皮、クマ胆納付の数量と代価の書き上げである。従前の記述からして、ウシヨロ会所への納付と考えられる。

[159オ]には、ランハヲトエが、飼グマ皮1枚、飼グマ胆1つ（目方2匁）を納めたように記載されている。彼が納めたとされるクマ皮1枚は、ウシヨロ場所親方・吉田儀兵衛へ渡したものであり、この代わりとしてキリホクシランケから古手1枚を渡し、クマ皮1枚を納めたとある。ランハヲトエの部分には、次のセンクラやシツヘチウの記載とは異なり、代価が支払われた年代や種類・数量に関する記載がない。しかし、軽物の会所への納付分をまとめた [160オ] に「未年分」としてランハヲトエの「飼熊膽」の記載がある。ただし「飼熊皮」の記載はない。このことから、ランハヲトエは、実際のところ、クマ皮を納付しなかったと推察される。ただ、キリホクシランケが代わりに古手1枚を納付する意味は、この記述だけではよくわからない。

センクラは、飼グマ皮1枚と飼グマ胆1つ（目方2匁5分）を納め、銭1貫125文の代価となっている。代価の



160ウ



160オ

支給内訳は、1860（万延元）年に300文＝玄米4升、1861（文久元）年2月に125文＝玄米1斗1升である。300+125=425文とクマ皮・クマ胆代の錢1貫125文では差額が発生するはずである。しかし、そのことを示す記載はない。

シツヘチウ（ヲホリ）は、飼グマ皮1枚と飼グマ胆（目方3匁5分）を納め、錢1貫475文の代価となっている。代価の支給内訳は、1860（万延元）年12月12日に300文＝玄米4升、150文＝糶1升で、小以（小計）450文である。差額分の1貫25文は、翌年12月1日の輪島塗膳の支給で相殺されている。なお、このシツヘチウの納めたクマ皮・クマ胆は、ナイコト口村のウ子シケソマの飼グマであったが、シツヘチウが納めたことにしたようである。

以上の記述のなかで注目すべきは、ヲンハヲトエのクマ皮をキリホクシランケの古手1枚で代替、シツヘチウのクマ皮・クマ胆をウ子シケソマが補填しているにもかかわらず、納付人の名義はヲンハヲトエ、シツヘチウとあることである。彼らの名義で納めなければならない事情があったのであろうか。ここの記述だけでは、それを探ることは困難である。

(4) 1859～1860年の軽物上納の覚書 160オ～160ウ

[160オ]の冒頭には「覚」とあり、「未年分」「申年分」の2年分の軽物の代銭などがまとめられてある。[表3]は、この記述をまとめたものである。

カワウソ、キツネ、テン皮の納付枚数は、[157オ]～[158ウ]の「公儀」への上納枚数の記述と一致している。このことから、クマ皮・クマ胆も[159オ]～[159ウ]の記述と一致するとすれば、1859（安政6）年にはヲンハヲトエが飼グマ胆1つ、1860（万延元）年にはヲホリとセンクラがクマ皮・クマ胆を1つずつ納付していることが見える。各人のクマ胆の目方も一致している。そうすると、前述のとおり、ヲンハヲトエは、クマ皮1枚を実際には納付していない（あるいは記

表3 1859～60年の軽物納付

年	代銭	軽物	代品	備考
1859年 (安政6)	607文	獺皮1枚	清酒2升5合	
	243文	狐皮1枚	清酒1升	
	1貫215文	牯皮10枚	清酒5升	
1860年 (万延元)	100文	飼熊膽1つ		目方2匁 ヲンハヲトエ分
	729文	牯皮6枚	清酒3升	
	729文	狐皮3枚	清酒3升	
	2貫300文	飼熊皮2枚		
	175文	飼熊膽1つ		目方3匁5分 ヲホリ分
	125文	飼熊膽1つ		目方2匁5分 センクラ分
合計		6貫223文		

載漏れ)と言える。

各軽物の価格（代銭）を整理してみよう。小皮については、カワウソ皮1枚が607文、キツネ皮1枚が243文、テン皮1枚が121.5文である。清酒5升＝カワウソ皮2枚＝キツネ皮5枚＝テン皮10枚のレートである。

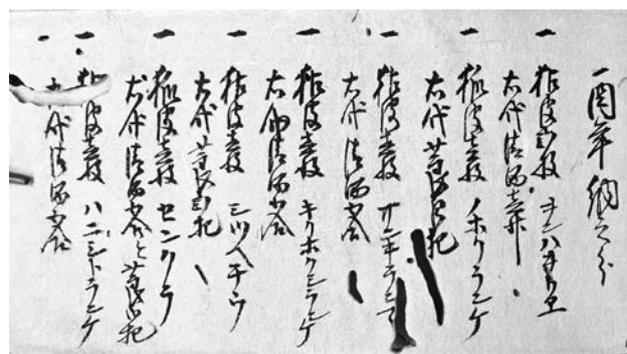
飼グマ皮は2枚で2貫300文とあるが、[159オ]～[159ウ]の記述からセンクラのクマ皮は1貫文、シツヘチウ（ヲホリ）のクマ皮は1貫300文とあるので、大きさなどによって価格に差があるようである。飼グマ胆は目方により価格が異なり、目方2匁で100文となり、5分増えると25文高くなるようである。

[160ウ]の最後には、「此分諸品売払金銭座ニ記し有之候事」とある。別の箇所（座）に記載したとのことであるが、『北蝦夷地用』のなかにはそれらしき記載はなく、詳細は不明である。

いずれにせよ、以上の記述から、納められた軽物は、それ相応の価格の定めがあり、軽物は会所が買い取り、それに見合った代銭（と交換できる品物）が納付者のアイヌへ支払われていることがわかる。ただし、小皮の数は「公儀」上納分の数量となっており、会所に納められた余剰分に関する記載はない。



161ウ



161オ

(5) 1861 (文久元) 年の軽物上納 161オ～161ウ

[161オ]の冒頭には「酉年納之分」とあり、[161オ]～[161ウ]は、1861 (文久元) 年の軽物上納に関する記述となっている。[表4]は、この記述をまとめたものである。

[表4]からわかるのは、7名のアイヌが1861 (文久元) 年にキツネ皮・テン皮をウシヨロ会所へ納め、その対価として、清酒、タバコを得ていることである。交換レートは、キツネ皮1枚＝テン皮2枚＝清酒1升＝タバコ4把であり、前々年と同じである。

小皮を納付する人びと7名のうち、ヨンハヲトエ、ノホリランケ、キリホクシランケ、センクラ、ハニシトランケ、サンキランマの6名はこの年も記載があり、3年連続で小皮を納めている。前年には名前の記載がなかったシツヘチウは、1年ぶりに登場している。前々年のイキリマウシ、前年の「平土人」チセキシユ井は名前がない。

なお、[161ウ]に納付小皮の合計として「6粘皮六枚、狐皮三枚」とあるが、[161オ]にある7名の小皮の合計はテン皮6枚とキツネ皮2枚であり、キツネ皮が1枚足りない。書き間違いであろうか。詳細は不明である。

最後に「右之通り御公儀江御上納仕候事」とある。したがって、この部分は「公儀」上納分の小皮を書き上げたものと言える。

前年や前々年にあったような、納付過剰で「不納」分が出たとの記載は、この年には見当たらない。

(6) 小括と考察

以上 (1)～(5) を踏まえ、この帳簿からわかることを整理し、若干の考察を加えておきたい。

[157オ]～[161ウ]の5丁分は、1859 (安政6) 年から1861 (文久元) 年までの3年間の、ウシヨロ場所アイヌの会所への軽物の納付、そして軽物上納を記した部分と言える。具体的には、以下の1)～8)を指摘することができる。

表4 1861 (文久元) 年の軽物納付

No.	名前	軽物			代
		獺皮	狐皮	粘皮	
1	ヨンハヲトエ			2枚	清酒1升
2	ノホリランケ		1枚		タバコ4把
3	サンキランマ			1枚	清酒5合
4	キリホクシランケ			1枚	清酒5合
5	シツヘチウ			1枚	タバコ2把
6	センクラ		1枚		清酒5合 タバコ2把
7	ハニシトランケ			1枚	清酒5合
	合計		2枚	6枚	
	上納ノルマ		3枚	6枚	

- 1) ウシヨロの特定のアイヌが小皮を会所へ納める「納役人」となっている。
- 2) ウシヨロのアイヌには小皮の上納ノルマが賦課されている。
- 3) 小皮は会所に一旦納められ、さらに「公儀」へ上納される。
- 4) 上納ノルマ以上に会所へ納付された小皮の余剰分は「不納」となり、「公儀」へ上納されず、会所の扱いとなる。
- 5) 納付された小皮は会所が買い取り、定められた相応の価格に基づき、代価が「納役人」へ支払われる。また、上納「不納」分についても代価が支払われる。
- 6) 「納役人」のメンバーはほぼ固定化されているが、その年によって若干の異同がある。
- 7) 上納ノルマは、1859 (安政6) 年と1860 (万延元) 年・1861 (文久元) 年で異なっている。
- 8) 小皮のほかクマ皮・クマ胆も納付の対象になっており (ノルマが課されているかどうかは帳簿の記載からは読み取れない)、相応の代価が支払われる。

表5 「納役人」の3年間（1859-61）の小皮納付状況

名前	1859・未			1860・申			1861・酉			『北蝦夷地用』記載の1862年人別帳の情報					
	獺皮	狐皮	狢皮	獺皮	狐皮	狢皮	獺皮	狐皮	狢皮	丁番	村名	肩書き	年齢	性別	備考
ヲンハヲトエ		1枚	2枚			2枚			2枚	8オ	ヲタフニ村	惣小使	43	男	元ライチシカ村ニ住居いたし候得共、去秋当所江引移候事
ノホリランケ			4枚			2枚			1枚	9オ	ヲタフニ村	乙名	32	男	未年乙名役申付ル、同人義酉年父ラミサカイク方ち別宅ス
キリホクシランケ			1枚			1枚			1枚	10オ	ウシトマナイホ村	土産取	57	男	
センクラ			3枚			1枚			1枚	6オ	ウエンルイサン村	土産取	35	男	未之年土産取申付ル 同人事申年追父モンコサンコ方ニ同居致居候処、酉年別宅致候事故酉年改ル
ハニシトランケ			1枚			1枚			1枚	7ウ	ヲタフニ村	土産取	32	男	此座之ハニシトランケ酉九月土産取申付ル
サンキランマ			4枚			2枚			1枚	13オ	ウシトマナイホ村	小使	42	男	
シツヘチウ (ヲホリ)			2枚						1枚	12オ	ウシトマナイホ村	土産取	37	男	酉年九月土産取申付ル
イキリマウシ (ヲフツセリ)			2枚							5オ	ウエンルイサン村	家主男	53	男	申年フレヲチ村ち当所へ引越候ニ付酉年改ル
チセキシユ井						2枚				4オ	ウエンルイサン村	家主男	38	男	
実納付枚数		1枚	19枚		3枚	8枚		2枚	6枚						
上納ノルマ	1枚	1枚	10枚		3枚	6枚		3枚	6枚						
不納			5枚			2枚									
外ニ会所納						3枚									

これらのことから、ウシヨロアイヌの「納役人」は会所から小皮の上納ノルマを課されているが、納付された小皮に対しては代価が支払われ、相対取引となっていることを指摘できる。「給料勘定」(東 2020)のような「雇」の形態ではない。その意味では、ウシヨロアイヌの軽物上納は、これまでの先行研究に則って評価するならば、「自分稼」の事例と言える。谷本晃久の言葉を借りれば、「半ばノルマ化されての自分稼」(谷本 2020: 181)となる。ただし、相対取引とは言っても、アイヌ側に軽物の取引価格を決める権限があったとは考えにくく、その意味で完全に自由で自営的な商品生産活動とは程遠いものであったことは付言しておきたい。

本章の検討を終えるにあたり、考察として、「納役人」とされた8名の年齢、役職などを「人別帳」と照合し、「納役人」の特徴を導き出しておきたい。

[表5]は、上述の3年間の小皮の納付状況を集約するとともに、「人別帳」(1862年時点の情報)の記載をもとに、「納役人」の村名、年齢、性別、「役」の有無などを加えて整理したものである。

ウシヨロ場所には、「惣小使」「乙名」「小使」「土産取」といった「役」を担った有力者が、1862(文久2)年時点で7名いて、全員が小皮の会所への納付に携わっている。7名のうち土産取シツヘチウ(ヲホリ)を除く6名(ヲンハヲトエ、ノホリランケ、キリホクシランケ、セン

クラ、ハニシトランケ、サンキランマ)は、3年連続で小皮を会所へ納付している。6名のうち、ノホリランケ、センクラの2名は1859(安政6)年に「乙名」「土産取」に任命とある。ヲンハヲトエ、キリホクシランケ、サンキランマの任命時期はわからないが、1859(安政6)年以前から役付きであったと考えられる。ハニシトランケは1861(文久元)年9月より「土産取」なので、前年・前々年は役付きではないと推定される。シツヘチウ(ヲホリ)<sup>(8)</sup>も同様である。イキリマウシ(のちヲフツセリと改名)とチセキシユ井は「平土人」である<sup>(9)</sup>。

ウシヨロ場所には、1862(文久2)年時点で179名が居住している。そのなかで軽物の納付に関わっているのは9名で、そのうち7名は役付き、もしくはその時点で役付きではなくとも、1861(文久元)年以降に役付きとなる人たちである。

出利葉浩司は、ヨイチ場所における限られた猟師たちへの「軽物取」指名の事実を指摘している(出利葉 2002: 142-147)。長澤政之は、「首長層」を中心とした軽物狩猟組織化の過程を明らかにし(長澤 2005: 31)、のち子モロ場所の乙名7名、小使32名の「役蝦夷人」への小皮の納付ノルマの存在を指摘した(長澤 2009: 19)。軽物の上納と「役」の有無の密接な関わりは、ウシヨロ場所の経営帳簿『北蝦夷地用』の記述内容からも指摘することができる。

### 3 場所請負制前期におけるアイヌの軽物上納

本章と次章では、ウシヨロ場所の軽物上納事例をさらに掘り下げて解釈するために、軽物に関する周辺史料から、軽物上納の諸相を探ることとする。

#### (1) 軽物上納の起源

18世紀末から19世紀初頭ごろの幕府の公文書<sup>(10)</sup>は、軽物を次のように記す。

- ① 産物之儀ハ、右鮭、鮭両品ニ相統キ、箱館海辺方昆布多く取候而差出、外ニ干鮑、煎海茸、鱒、鹿皮、熊皮、魚油、其外品々、亦者軽物与申錦類、青玉、鷲羽、獵虎、熊膽等出申候、[蝦夷地一件（一）の第5文書（北海道編 1969：300）]
- ② 献上仕来候虫巢玉、真羽、其外蝦夷錦等ハ異国之品ニ而、前々方遠蝦夷之嶋々方持参り、其場所之蝦夷共差出、上乘之もの持参いたし候儀ニ而、都而右之頃ハ軽物与唱、請負人共交易仕候儀者堅禁止申付置候由、[蝦夷地一件（一）の第9文書（北海道編 1969：310）]
- ③ 軽物と唱、志摩守方江取上ケ、売買ニ者不為致由之真羽、青玉、錦之類者、カラフト嶋之蝦夷人共、サンタンと申候所方交易いたし、本蝦夷地ソウヤ江持渡候を、請負人共ニ買取為置、彼上乘之もの罷越候節取来、右代り物ハ追而志摩守方より請負人共江相渡候由、右之外獵虎皮（朱書「獵虎ハ彼所人渡来仕候ウルツフ嶋ニ限有之候由」）、熊膽、臘舘之類も軽物と唱、右同様之取斗ニ御座候処、過半ハ場所請之者共内々ニ而直ニ他国江売出、志摩守方江差出候者少分之儀と相聞申候、[蝦夷地一件（二）の第10文書（北海道編 1969：337）]
- ④ 彼軽物と唱候真羽、青玉、錦、十徳之類取来、本蝦夷地ソウヤ江持渡、米、麴、煙草之類と代替申候、[蝦夷地一件（二）の第10文書（北海道編 1969：338）]
- ⑤（クナシリ島のアイヌについて）軽物獵を名と仕、乙名ども小前之ものを引連、エトロフ、ウルツフ其外嶋々江も押渡り、羽皮等之類品々相稼…（以下略）[休明光記附録卷之七の第4文書（北海道庁編 1991：800）]
- ⑥ 唐太夷竝宗谷之夷山丹夷と交易之儀者、何拾ケ年以前より之義ニ御座候哉、夷人者勿論、此節唐太江詰居候ものも尋候処、難相分、白主へ勤番所竝運上屋不相建以前迄ハ、唐太之夷人竝宗谷よりも乙名ども唐太へ相渡し、山丹夷も交易いたし、錦段切、十徳、

古着、玉、鷲之羽、きせる等ハ則宗谷江持渡り、軽物と名付、松前家役人江差出し、右之内献上之品も御座候よし、[休明光記附録卷之七の第9文書（北海道庁編 1991：835）]

軽物を、①では錦類、青玉、ワシ羽、ラッコ、クマ胆、②では虫巢玉、真羽、蝦夷錦、③では真羽、青玉、錦、ラッコ皮、クマ胆、オットセイ、④では真羽、青玉、錦、十徳、⑤では羽皮等、⑥では錦段切、十徳、古着、玉、ワシ羽、キセル、とする。真羽はワシ羽、錦はサンタン人がもたらす中国製絹織物の反物や切れ、十徳は中国清朝＝満洲の官服（中国製絹織物）、虫巢玉は青玉のことである<sup>(11)</sup>。大別すると、サンタン交易品（錦、十徳、青玉、ワシ羽、キセル）と狩猟生産物（ワシ羽、ラッコ、クマ胆、オットセイ）を軽物と称していると言える。①では、クマ皮を軽物に含めていない。また②では、軽物が請負人の交易禁止品であり、松前藩の上乗役<sup>(12)</sup>が改め（検査・監視など）を行うものであること、③では、松前藩主の専売品であり、請負人が藩主の仲介人としてアイヌと軽物交易を行うことが記される。

同時代の他の史料は、次のように記述する。

- ⑦ か様（ラッコ皮のような）の直段高きものを軽物と唱へ、領主へ買上るの外、他にて売買する事国禁なりといふ、然れども家中の士又は町人の手よりぬけ荷物ありて、城下商人の蔵にはあり、されども役人より咎る事をもせず、領主入用の時は商人手前より買上らるゝともいへり、[東遊記（高倉 1969：430）]
- ⑧ 但鷹の羽は軽物の内に入れて献上にもなる品ゆへ、はれては売買ならずといふ、[東遊記（高倉 1969：431-432）]
- ⑨ 山靱夷古来方売買に持参候軽物ニ唱へ候品ハ、鷲尾、虫巢、煙管、耳輪金、十徳、三段切、木綿之類ニ御座候、右売買之直段積り、大概上十徳壺ツニ付、蝦夷人之手本方獺皮二十枚、狐皮三拾枚、保犬皮三十枚位之価ニ御座候、鷲尾、三段切ともに直段十徳同断ニ御座候、虫巢直段獺皮三枚位、煙管直段保犬皮十枚、獺皮三枚位、耳輪金直段獺皮五枚、狐皮十枚位、木綿壺反之直段獺皮三枚、保犬皮十枚位之直段ニ相見へ申候、右者年々獣皮之少増により直段之高下有之事ニ御座候、[蝦夷唐太嶋之記<sup>(13)</sup>]
- ⑩ 軽物トいへる惣して蕃国の方より渡りたる錦、青玉の類、又は蝦夷の産物熊皮、熊膽、ラッコ、アザラシ、ヲツトセイ、鷲の羽の類、惣してかるものト言、[松前随商録<sup>(14)</sup>]

軽物を、⑦では松前藩主が独占的に買い上げる高価な物で、売買禁止の品、⑧ではタカ羽、⑨ではワシ羽、虫巢（青玉）、キセル、耳輪金、十徳、サンタン切、木綿などのサンタン交易品、⑩では錦、青玉、クマ皮、クマ胆、ラッコ、アザラシ、オットセイ、ワシ羽、とする。先に見た幕府公文書の記述①～⑥と照合しても、「軽物」の語が指し示す産物はほぼ一致している。すなわち、サンタン人のもたらす外来交易品と、アイヌの特定の狩猟生産物の総称が軽物である。⑨ではカワウソ皮、キツネ皮、ホイヌ皮<sup>(15)</sup>をサンタン交易品の代品として記すが、これらを軽物とは表現していない。あくまで、クマ、ラッコ、アザラシ、オットセイ、ワシなど特定の産物に限定している。こうした記述は、高倉新一郎や出利葉浩司などによる、これまでの軽物の用語定義と大差あるものではない。ただ、18世紀末～19世紀初頭の史料においては、アイヌの狩猟生産物より、サンタン人がもたらす外来交易品の方を軽物として記す記載例が多いと言える。

一方、これら外来交易品・産物は、商場知行制（場所請負制前期）下の松前藩主直領、とりわけ「場末」とされた地域のものであるという特徴を指摘できる<sup>(16)</sup>。「場末」は、蝦夷地の各場所と比べても、松前から距離が離れた地域（「奥蝦夷地」などとも呼ばれる）である。古くは17世紀初頭に、このあたりのアイヌがラッコ皮や中国製絹織物などを松前城下へもたらし、藩主へ礼品として献上するとの記録がある<sup>(17)</sup>。このような松前城下におけるアイヌと松前藩の交易（松前城下交易・交易ウイマム）は、商場知行制の広がりとともに、寛文年間（1661-73）ごろには、松前藩により実質的に否定され、18世紀になり場所請負制が商場知行制に重層する形で広がるなか、御目見儀礼ウイマムや、各場所において請負人代＝場所支配人により執行されるオムシャへ変化したとされる（稲垣 1985：114-119）。松前城下への御目見対象地域は、松前近辺から次第に遠場所へ拡大し、宝暦年間（1751-64）以降は、クスリ・アッケシ・ネモロからも訪れることがあったという（稲垣 1985：116）。

従来の研究では、ウイマムやオムシャの支配儀礼としての側面＝政治的意味が強調され、特産物の献上行為自体にはあまり注目されない。改めて、献上品の上納形態の変化に着目する必要がある。アイヌの松前城下への御目見（ウイマム）は、数年に一度の頻度で行われ<sup>(18)</sup>、その際アイヌは、海・川・山などで獲得した特産物を持参する<sup>(19)</sup>。商場知行制以降のこうした儀礼は、形式的な献上儀礼（御目見儀礼ウイマム）であり、松前藩にとって〈交易〉の意味合いはない。交易は、蝦夷地の各場所に設定された商場へ、松前藩の家臣（商場知行主）、

あるいは彼らから委託を受けた商人（場所請負人など）を派遣して行う（商場交易）。その際、史料③にあるように、各場所において請負人が代行する形で、藩主への上納物＝軽物が集荷されている。上納・献上と言っても、買取値段を決めて、請負人側が用意したそれ相応の品と交換する交易である。

しかし、東蝦夷地キイタツプや西蝦夷地ソウヤなど遠方では、アイヌが松前城下へ赴く御目見は行われず、松前藩の上乗役人が、藩主の名代として現地へ赴き、「ムシヤレイ」と呼ばれる御目見を行っていた（稲垣 1985：118）。「ムシヤレイ」は、オムシャとの関わりが指摘されている<sup>(20)</sup>。「場末」には、「奉行」などの役職名を名乗る上級家臣が派遣され、現地で擬似的な御目見を行っていた可能性もある<sup>(21)</sup>。「場末」から上納される軽物は、高価な商品ゆえ、それなりに地位の高い上役が現地に派遣され、荷物の改めを厳重に行っていたとも言える。「場末」の軽物上納とその他の地域の上納は、産物の格差も考慮に入れ、少し分けて考察する必要がある。

アイヌから松前藩主への特産物の上納形態としては、御目見儀礼のなかの献上（直接上納）と請負人による上納代行（間接上納）の2種類がある。キイタツプやソウヤなどの「場末」を除く蝦夷地の各場所では、この2種類の上納形態が一般的であったと考えられる。しかし、「場末」では、上乗役＝藩主名代への御目見＝直接上納の形態をとっていた可能性がある。いずれにせよ、松前藩主がサンタン交易品や珍奇な狩猟生産物をアイヌから独占的に買い上げ、上納させるしくみは、松前城下交易に起因し、それが商場知行制、そして18世紀に場所請負が重層的に広がるなかで派生したと考えることが可能である。

## （2）軽物の種類と値段1 —18世紀末

軽物の、他の産物と比べた場合の高価の度合いを示す史料として、『蝦夷草紙別録』（松前町 1979）がある。同史料には、1786（天明6）年におけるクナシリ・アッケシ・キイタツプ3場所の交易品平均値段を書き上げた「三、蝦夷地交易直段付帳」と、同年サハリン島アイヌの持参した交易品と代料を書き上げた「四、カラフト人交易直段付帳」が収録されている。[表6]と[表7]は、前者、後者の軽物に該当する箇所をそれぞれ抜粋して表に整理したものである<sup>(22)</sup>。

[表6]からは、ラッコ皮、ワシ羽（真羽・薄氷・粕尾・黒母衣）<sup>(23)</sup>、アザラシ皮、クマ胆、クマ皮それぞれに、上・中・下といった品質基準、あるいは大・中・小といった大きさによる等級があり、定められた値段に基づき、代品（代料）と交換するしくみであったことがわ

表6 ラッコ皮、ワシ羽などの交易品の値段 「蝦夷地交易直段付帳」より

種類	品名	等級	代り物	
ラッコ皮	猯虎皮 1枚	上品	米60俵 糶6俵 酒2樽 タバコ2把 キセル2本	銭37貫294文
		中品	米45俵 糶4俵 酒2樽 タバコ4把 キセル2本	銭27貫818文
		下品	米30俵 糶3俵 酒1樽 タバコ3把 キセル2本	銭18貫746文
ワシ羽	鷹羽真羽 1把	上品	米60俵 糶6俵 酒1樽	銭36貫104文
		中品	米50俵 糶4俵 酒1樽	銭29貫816文
		下品	米40俵 糶2俵	銭22貫728文
	同薄氷 1羽	上品	米28俵 糶4俵	銭18貫544文
		中品	米20俵 糶2俵	銭12貫560文
		下品	米10俵 糶1俵	銭6貫280文
	同粕尾 1羽	上品	米12俵 糶3俵	銭8貫976文
		中品	米6俵 糶1俵	銭4貫88文
		下品	米4俵 タバコ1把	銭2貫240文
	同黒母衣 1把	上品	米1俵	銭548文
		中品	タバコ4把	銭192文
	アザラシ皮	アサラシ皮 1枚	上品	タバコ1把 マキリ1丁
中品			タバコ1把	銭48文
下品			マキリ2丁	銭50文
クマ胆	熊膽 1つ	大	米4俵 タバコ1把	銭2貫240文
		中	米2俵 タバコ1把	銭1貫171文
		小	米1俵 マキリ1丁	銭573文
クマ皮	熊皮 1枚	上品	タバコ2把 キセル1本	銭161文
		中品	タバコ1把 キセル1本	銭123文
		下品	タバコ1把 マキリ1丁	銭73文

米1俵：8升入、1升＝銭68文5分  
 糶1俵：8升入、1升＝銭56文5分  
 酒1樽：5升入、1升＝銭160文  
 タバコ1把＝銭48文 キセル1本＝銭75文 マキリ1丁＝銭25文

※「たは粉」→タバコ、「きせる」→キセル、「まきり」→マキリなど表記は適宜改めた。

表7 サンタン交易品の値段 「カラフト人交易直段付帳」より

売主	品名	数量	交り物	代
エラルコトサ	サンダン渡り 紺小切	1つ 2尺8寸程	酒5升 タバコ2把 糶1升	丁銭946文5分
キタラカニ	同青玉	2つ	タバコ2把	銭96文
コロケ相ノ	同苔洒茶切	1つ 1丈程	玄米1斗 糶8升	丁銭1貫89文
ヤエンコロ相ノ	同赤地切	1つ 2丈1尺程	米6斗 糶2斗4升 酒5升 京棧留古着1つ	金3分ト丁銭6貫122文
ヤエンコロ相ノ	同紺地切	1つ 1丈1尺程	米1斗6升 糶8升 タバコ8把	丁銭1貫884文
カ子タカ	同火打	1つ	タバコ1把	銭48文
シムシ乙名シユルハリ	同小青玉	3掛	タバコ3把	丁銭144文
ヲタウヘ	同縹子切	1つ 1丈程	玄米3斗 タバコ8把 京棧留古着1つ	金3分ト丁銭2貫439文
ムシロ相ノ	同紺地切	2丈2尺	玄米9斗 糶3斗2升 タバコ28把	丁銭9貫120文
エラルコト井	サンタン渡り 古衣	1つ	米3斗 糶3斗2升 タバコ28把 青梅嶋古着1つ	金3分ト丁銭5貫15文
イコサイテ	青玉 キセル	2つ 1本	タバコ4把	丁銭190文

かる。最も高価な産物は上品のラッコ皮であり、アザラシ皮やクマ皮はそれに比べればかなり低価格である。銭換算で1貫文以上は、ラッコ皮、ワシ羽、クマ胆であるが、最も高値のクマ胆でもラッコ皮の値段はそれよりも約8～17倍である。真羽・薄氷・粕尾は、クマ胆の約1～16倍である。一括りに軽物と言っても、品によって相当の価格差がある。『蝦夷草紙別録』で示されるワシ羽の値段は、のちの史料と比べて2倍ぐらい高いとの指摘もあるが(菊池 2013: 164)、総じてラッコ皮やワシ羽は高額商品であったと言える。

これに対し、[表7]で整理したサンタン交易品は、「サンダン渡り」の切れ(サンタン切れ)や「古衣」<sup>(24)</sup>は高価で取引されるが、青玉、火打(石)は、それとは比較にならないほど低価格である。サンタン切れの価格は、切れの長さによって変わるが、仮に金3分を3,000貫と見立てても、この年の交易では、おおよそ1～10貫で取引されている。総じて、サンタン切れなどの中国製絹織物は、ラッコ皮やワシ羽の上等品よりは価格が劣り、他方でクマ胆と同等かそれ以上の価値であり、軽物のなかでは高価で取引された商品と言える。

なお、1792(寛政4)年の成立とされる申原正峯『夷諺俗話』には、蝦夷地のアイヌとの交易品値段の記述がある。ここには、米俵(8升入)1俵で交換される産物

として、例えばサケ5束(100本)、イリコ500、アザラシ皮3枚、反アツシ3枚、酒小樽1樽(4升入)、タバコ3把などが示される。クマ胆は米14~20俵との交換、すなわち価格が14~20倍で、十徳は9~24倍、サンタン切5尺は6倍、粕尾は3~4.5倍、薄氷は6~12倍、真羽は15~30倍である(高倉 1969: 494-495)。ラッコ皮の記載はないが、『蝦夷草紙別録』の例から、それ以上の価格と推察する。ラッコ皮、ワシ羽、クマ胆、中国製絹織物(サンタン切れなど)は、他の産物とは比べ物にならないほどの高額商品と言える。松前藩主がこれらの産物・外来交易品を「場末」の産物として独占し、上納を義務付けた理由は、この点からも首肯できる。

#### 4 場所請負制後期におけるアイヌの軽物上納

前章で考察した軽物の字義は、場所請負制後期になると変質する。先述のとおり、出利葉浩司は、1812(文化9)年以降、サンタン人へ売り渡すためのキツネ皮、テン皮、カワウソ皮などの小皮の、軽物への包含を指摘する(出利葉 2002: 130-136)。しかし、これらは最終的に北蝦夷地へ回送する商品であり、松前藩主への献上品、あるいは高価な産物といった、従来の軽物の字義とは性格を異にするものであった。

また、幕末に蝦夷地を6度訪れ、蝦夷地やアイヌに関する数多くの著作を刊行した松浦武四郎は、1860(万延元)年に著した『蝦夷山海名産図会』のなかで、

獺、狐、ホイヌ、右之三品を山旦人交易に遺すが故に、此地にて商賈を法度し、御軽物と号て土人ども捕るや直ニ会所に納む、かるものは代る物の訛りしかと思はる、又熊皮、熊胆、鷲の尻、是三種も右ニ准じて御軽物と号、売賈を法度し、捕たる丈を皆上へ納る事常法なり、其内北蝦夷地とトカチ場所は土人の着料となりて、上え取上げさる也、

と記す(秋葉 1997: 402)。カワウソ、キツネ、ホイヌ(テン)、クマ皮、クマ胆、ワシ羽の6つが軽物であり、前者3つは、サンタン人への交易品で、アイヌが会所へ納める品物であるとの認識を示す。後者のクマ皮、クマ胆、ワシ羽も売賈が禁止され、アイヌが獲った分はすべて「上」へ納める物であると記す。最後の、「其内北蝦夷地とトカチ場所は土人の着料となりて、上え取上げさる也」は、クマ皮がアイヌの着衣となったので、北蝦夷地とトカチ場所では上納対象から除外されたとの意味であろう。

ほぼ同様のことは、1878(明治11)年刊行の『東蝦夷日誌 八編』のなかでも、



松浦武四郎著『蝦夷山海名産図会』巻2より  
『名産図会 蝦夷訓蒙図彙』松浦武四郎記念館所蔵

其軽物と云は鷲の羽、熊、獺、狐の皮類也、其内、獺、狐、貂の三品は山旦人の交易品になる、依て御代り物と言しと、また一説には軽き御荷物故に軽物とも云と、

と記され(吉田 1962: 345)、軽物はワシ羽、クマ、カワウソ、テン、キツネの皮であり、後者3つの小皮は、サンタン人の交易品になるとの認識が示される。

松浦の記録からは、ラッコ皮やサンタン交易品は、軽物から除外され、小皮類が新たに軽物に含まれた様相が窺える。以上を踏まえ、軽物の字義の変質について、種々の史料をもとに、少し詳しく検討してみたい。

##### (1) 軽物上納の強制 — 第一次幕領期

北海道博物館所蔵の林家資料やフラージェム・コレクションには、アッケシ場所の軽物に関する史料がいくつかある。1820(文政3)年にアッケシ会所が詰合へ提出したさまざまな文書やその写し(控)を綴った林家資料の『文政三辰年諸書上控集』には、「文政三辰五月アッケシ御場所御軽物元代附帳」と題された次のような記述がある<sup>(25)</sup>。

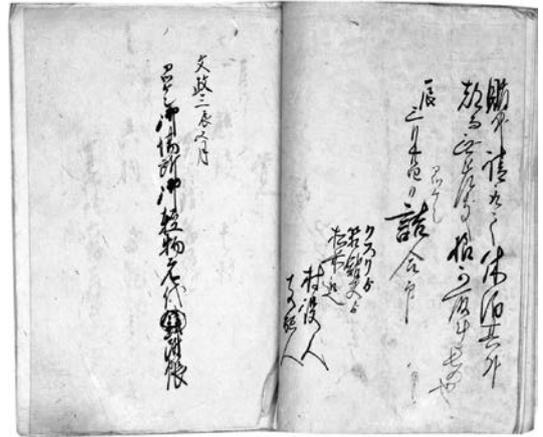
- 覚
- 箱館行
- 七 一、熊皮 壹枚  
此元代銭八百九拾六文  
同断行
- 壹 一、真羽 貳尻 内壹本不足  
此元代銭六百七拾貳文  
同断行
- 貳 一、粕尾 拾貳尻  
此元代銭貳貫六百八拾八文  
同断行
- 三 一、同 三尻  
此元代銭五百四文  
同断行
- 四 一、母衣 五百貳拾本  
此元代銭壹貫百六拾五文  
ソウヤ行
- 五 一、獺皮 七枚  
此元代銭壹貫六百四拾六文  
内訳ケ  
但シ 三枚 壹枚ニ付直段貳百五拾文宛  
四枚 壹枚ニ付直段貳百廿四文宛
- 六 一、狐皮 四枚 但壹枚ニ付直段銭百拾貳文宛  
此代銭四百四拾八文  
合銭八貫拾九文  
此金壹両ト永百四拾五文五分  
右者当辰年アツケシ御場所御軽物元代付書面之通り  
御座候、以上、  
辰五月

アツケシ  
会所(印)

これはアツケシ会所が辰(文政3年)5月付けで作成した文書で、会所印の押印がある。この文書は会所の「控集」なので、実際は未提出か、提出先から返却されたということになる。内容は、クマ皮、真羽・粕尾・母衣のワシ羽、カウソ・キツネ皮の小皮の数量と代銭、行先の書き上げである。表題の「御軽物元代附帳」から、これらの産物を軽物と称していることがわかる。クマ皮とワシ羽は「箱館行」、小皮は「ソウヤ行」となっている。

似たような文書が『控集』にはいくつか綴られている。次の文書はワシ羽に関するものである。

- 辰二月廿九日差立ル 覚  
但しクスリと一同ニ爰許差立ル  
一、真羽 貳尻 内壹本不足



「文政三辰五月アツケシ御場所御軽物元代附帳」  
北海道博物館所蔵の林家資料C7・153516より

元代銭貳貫六百八拾八文  
 一、粕尾 拾貳尻  
 此元代銭貳貫六百八拾八文  
 一、同羽 三尻  
 此元代銭五百四文  
 一、母衣 五百貳拾本  
 此元代銭壹貫百六拾五文  
 合銭五貫貳拾九文  
 右之通御座候、以上、  
 辰二月

アツケシ  
 会所判

これは、アツケシ会所が辰（文政3年）2月付けで作成した文書の写し（控）である。冒頭に、2月29日にクスリ（会所）とともに差し出したとある。覚書の内容は、真羽、粕尾、母衣（ホロ）の数量と代銭の書き上げである。真羽は2尻で672文、粕尾は12尻で2貫688文と3尻で504文、母衣は520本で1貫165文、合計5貫29文とある。この記述と先ほどのワシ羽の部分の記述は数量と代銭が一致している。

小皮については次のような記述がある。

覚

ソウヤ

一、獺皮七枚 内訳ケ 三枚ハ壹枚ニ付銭貳百五十文宛  
 四枚ハ壹枚ニ付銭貳百廿四文宛  
 此元代壹貫六百四拾六文  
 一、狐皮四枚 壹枚ニ付銭百拾貳文宛  
 此元代四百四拾八文  
 〆銭貳貫九拾四文  
 右之通御座候、以上、  
 辰ノ三月

アツケシ  
 会所

同年3月付けのアツケシ会所作成文書の写し（控）である。代銭は、カワウソ皮1枚250文の皮3枚と、1枚224文の皮4枚で計1貫646文、キツネ皮1枚112文の皮4枚で計448文、合わせて2貫94文とあり、先ほどの小皮の部分の記述と数量・代銭が一致している。「覚」の次の「ソウヤ」とは、「ソウヤ行」の意味であろう。

クマ皮について、次のような記述がある。

覚

辰正月廿日  
 一、熊皮壹枚 [抹消「石井様行」] キヤウシ



ワシ羽、小皮、クマ皮に関する記述  
 北海道博物館所蔵の林家資料C7・153516より



オムシャ申渡に関する記述 冒頭、第1~2条  
北海道博物館所蔵の林家資料C7・153516より



第3~6条

- 同廿六日
- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 一、同 壹枚 | ユウフツ行 | タカレラン |
|--------|-------|-------|
- 同
- |        |        |    |
|--------|--------|----|
| 一、同 壹枚 | 石井様御持参 | 同人 |
|--------|--------|----|
- 廿八日
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 一、同 壹枚 | 会所にて願受 | チ、リマチケ |
|--------|--------|--------|
- 廿九日
- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 一、同 壹枚 | 会所にて願受 | イタクナンコル |
|--------|--------|---------|
- 二月三日
- |        |       |      |
|--------|-------|------|
| 一、同 壹枚 | 石井様江行 | ト、ムシ |
|--------|-------|------|
- 二月六日
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 一、同 壹枚 | 会所にて願受 | イタクヒシテ |
|--------|--------|--------|
- ×



第7~9条

これは日付や差出の記載のない覚書であるが、先ほどのクマ皮の記述と数が一致しており、アッケシ会所による覚書と考えられる。クマ皮を会所へ納めたアイヌの人名と納めた日付、そのクマ皮の用途が記されている。「石井様」とは、『控集』のなかに「石井善蔵」の名があり、アッケシ詰の幕府役人である。アイヌが会所へ納めたクマ皮7枚が詰合の幕府役人、会所、ユウフツへ送られた様子が窺える。

その他軽物に関する記述としては、オムシャの際にアイヌ語通詞が役付き者へ読み聞かせる「申渡」（オムシャ申渡）の条文のなかにも見られる。その第5条と第6条には、次のように記される。

- 一、御軽もの之儀者、前々被仰渡候通、年々出増候様出精いたし可申候事、
- 一、御軽もの者勿論、諸産物壱品たりとも船方其外江交易致候もの有之におゐてハ、嚴重ニ咎メ可申付候事、

この「申渡」は、8月付けのアッケシ詰合作成となっており、最後に「九月廿八日ニヨムシヤ」とある（次頁右段一番上の画像参照）。第5条は軽物の増産に励むこと、第6条は軽物その他産物の「船方其外」（会所以外）との交易禁止の規定である。アイヌへの軽物の生産と上納が半ば義務化されていたことの証である。

また次のような記述もある。

矢羽、熊膽、其外軽物類、以前之出方ニ見合候而者、近来格別ニ出劣り候ニ付、出増之儀、段々相触候処、兎角出増無之、右取獲方者、年々極月頃より初春之間、深雪之時節を見斗、其業ニ功者なる夷人を撰ひ、番人差添、山入いたし、取獲次第取集メ、差出候手続之由、尤年ニ寄り糶事之甲乙も有之へく候得共、已前之出高ニ見競、格別出劣り候者、全請負人共等閑ニ相心得、場所々支配人共江之申付方ゆるかせに致候而者相聞へ、元より右品々者、場所請負候冥加<sup>(ママ)</sup>与相心得、触不知といふとも、出増候様可取斗管之処、次第出劣り、其上抜散等も有之哉ニ相聞、旁不

埒之至ニ候、御役所ニ者、以前出高之目当も有之事ニ付、向後支配人、番人共江も急度申付、功者なる夷人を撰ひ、其時節差遣シ、出増候様可致候、格別出増ニおゐてハ、支配人、番人、夷人共江茂、其時宜ニ随ひ、別段手当も可遣、右ニ付而者、出精不出精糺も為致候間、若不出精之者有之歟、又者抜ヶ散等有之におゐてハ、場所々支配人、番人者勿論、受負人共迄急度可申付条、心得違無之様いたし、冥加之程相弁、出増候様可心得候、

右之通於松前表請負人江被仰渡ニ付、其段私共江茂被仰渡、已来格別ニ出精出増仕候様、御利解之趣、一同承知奉畏候、依之御請印形奉差上候、以上、

辰九月廿八日

同  
番人惣代  
孫八  
同  
帳役  
嘉兵衛  
アツケシ  
支配人  
重吉

御詰合様

アツケシ場所の支配人、帳役、番人惣代（請負人側）が詰合へ1820（文政3）年9月28日付けで提出した請書の写し（控）である。最後の「右之通」より前の部分が、詰合側から請負人側への指示内容となる。

内容は次のとおりとなる。矢羽（ワシ羽）、クマ胆、そのほかの軽物の出産につき、以前の「出方」に合わせていれば、劣ることとなるので、増産に励むようお触れを出したところである。とにかく増産がなく、毎年2月ごろから初春の雪深い時期に、狩猟に長けたアイヌを選び、番人を添えて山へ入らせ、獲得しだいに集めて提出させよとのことである。もっともその年によっては狩猟の優劣もあろうが、これまでの出高（上納見込み数量）と比べて劣っていると、請負人の怠慢・責任ということになる。支配人たちへの申し付けを緩がせに（場所の経営を任せっきり）しているとの噂もある。もとよりこれらの品々（軽物）は、場所請負の冥加であり、（松前奉行からの）お触れを知らずとも、増産に励むべきであるが、近年は出産が劣り、「抜散」（軽物を役所へ上納せず、横流ししている。抜荷のこと）しているとの噂も聞こえており、いずれにせよ不埒である。役所には出高の見込みがあるので、今後は支配人や番人たちへ厳しく申し付け、（狩猟に）巧みなアイヌを選び、増産に励むようにせよ。格別の増産があれば、支配人や番人、アイヌ



アツケシ場所支配人ほかから詰合への請書（写）  
北海道博物館所蔵の林家資料C7・153516より

たちへも、別途手当を支給する。このことについては、出精・不出精を正して、もし不出精や「抜ケ散」があれば、支配人、番人はもちろん、請負人にも厳しく申し付けるので、心得違いのないようにし、(軽物上納は請負人の)冥加であることをよく理解し、増産に励むように。

軽物の増産奨励、抜荷などの不正防止、上納義務の徹底などが明記される。役所側(松前奉行)は、請負人に対し、軽物の役所への上納を義務付け、増産を指示するお触れをたびたび発令していたことがわかる。しかし、請負人の怠慢や<sup>(26)</sup>、抜荷の横行により、上納が捗らなかったため、半ば脅迫的に上納を請負人に強制している様子が窺える。役所側からの請負人への締め付けは、支配人、番人、そしてアイヌへの上納強制となって申し掛かる構造が見て取れる。軽物上納強制のしくみは、幕府の第一次蝦夷地直轄期に常態化したと見てよいだろう。

以上のアッケシ場所関係文書からわかることを整理すると、以下の諸点が指摘できる。1) クマ胆、クマ皮、ワシ羽、小皮、アザラシ皮が軽物として扱われていたこと、2) 定められた値段での会所による軽物のアイヌからの買い上げ、3) 小皮のソウヤ回送と、その他の軽物の箱館への回送、4) 上納見込み=出高(ノルマ)の存在、5) 軽物上納の強制。小皮のソウヤへの回送は、サンタン交易のためと推測される。またクマ皮については、実際は箱館へ送られず、詰合、各場所での要望や会所の願い受けにより、直接現場へ回送されるしくみであったこともわかる。そして、これら軽物は、会所による現物上納とともに、アイヌからの買い上げ値段と数量を逐次詰合へ書面(代付帳)で報告するしくみであったことが明らかである。

文書の作成年代である1820(文政3)年は、幕府の第一次蝦夷地直轄期である。こうした軽物の上納システムは、幕領期に確立していたと推測される。

こうしたしくみは、1821(文政4)年に松前藩への蝦

夷地返還が決定し、翌年以降の幕府役人から松前藩士への実務引き継ぎ実施以降も踏襲されたようである。ヨイチ場所やアッケシ場所関係文書(林家資料)には、「御軽物書上(帳)」のような、運上家や会所が松前藩の詰役へ提出した書類が多数見られるからである<sup>(27)</sup>。

## (2) 軽物の種類と値段2 — 松前藩復領期

場所請負関係文書(場所請負人の子孫の家などに伝わる文書)のなかには、軽物の種類と値段を記した「直段書」「直段付帳」(値段帳)などの文書を含むものもある。ここでは、例として、北海道博物館所蔵の村山家資料、林家資料のものをとりあげ、イシカリ場所とヨイチ場所の軽物について考察してみたい。

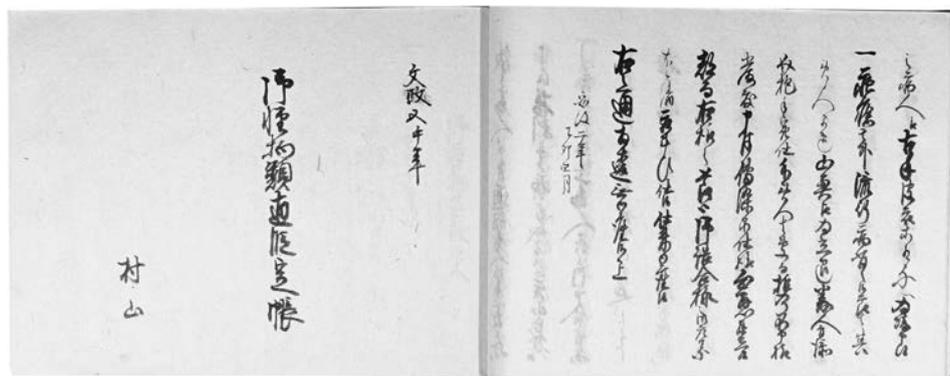
村山家資料には、イシカリ場所請負人の阿部屋村山家が、1855(安政2)年の幕府第二次蝦夷地直轄時の場所引き渡しの際に作成した「イシカリ年々勘定帳」なる数冊の文書群があり、そのなかの一つの帳面のなかに「文政五年 御軽物類直段定帳」と題された軽物値段の書き上げの写しが収録されている<sup>(28)</sup>。作成年代は1855(安政2)年であるが、松前藩復領後の1822(文政5)年時点の軽物値段を示したものである。

一方、林家資料には、ヨイチ場所請負人柏屋の支配人勘五郎が、1825(文政8)年に同場所の経営を竹屋林家へ引き継ぐ際に渡したと推測される文書綴があり、そのなかに「御軽物直段附」と題された軽物値段の書き上げの写しが収録されている<sup>(29)</sup>。これは、1824(文政7)年時点の軽物値段を示したものである。

[表8]は、両史料の記載情報を整理したものである。ワシの尾羽は1尻、ホロは100本、クマ胆は1匁、クマ皮は1枚、小皮は1枚の値段である。

### ① ワシ

イシカリ場所のワシは、「粕尾母衣共」「白尾母衣共」「飼鳥上」「飼鳥中」「飼鳥下」の5種の書き上げとなっている。すなわち、羽(粕尾、白尾)と飼鳥に区別して



文政五年 御軽物類直段定帳  
北海道博物館所蔵の村山家資料148・100003-2「安政二年卯年四月 石狩場所御引渡之節於彼地書上之扣八冊綴込」より

表8 軽物値段帳のなかの種類と値段

種類	品名	等級	イシカリ場所 1822年 (文政5)		ヨイチ場所 1824年 (文政7)
ワシ羽	粕尾 粕尾母衣共	上々	米3升 タバコ2把 酒1升	590文	
		上	米3升 タバコ1把 酒1升	500文	224文
		中	米2升 タバコ2把 酒5合	420文	172文
		下	米2升5合 タバコ1把 酒5合	360文	120文
	白尾 白尾母衣共		米2升5合 タバコ1把	265文	
	真羽	上			536文
		中			436文
		下			336文
	鷲之母衣 100本				224文
	飼鳥	上	野鳥之中ニ見合		
中		野鳥之下ニ見合			
下		白尾ニ見合			
クマ胆	穴熊胆	上	タバコ1把 米5合	125文	上：220文 中：150文 下：80文
		中	酒5合	100文	
		下	タバコ1把	90文	
	野熊胆	上	酒5合	100文	
		中	米1升	70文	
		下	酒2合5勺	50文	
	飼熊胆		米1升5合 タバコ1把		
クマ皮	穴熊皮	上	(胆共)	448文	
		中			
		下			
	野熊皮	上			
		中			
		下			
飼熊皮	上				
小皮	獺皮 川獺皮	極上	米1升 タバコ3把	340文	
		上	米5合 タバコ2把	215文	224文
		中	米1升 タバコ1把	160文	196文
		下	タバコ1把	90文	162文
	狐皮	上	タバコ1把 米5合	125文	112文
		中	タバコ1把	90文	96文
		下	米1升	70文	84文
	貉皮	上	タバコ1把	90文	
		中	米1升	70文	
		下	米5合	35文	
	狢皮 ホイヌ皮		米5合	35文	56文



御軽物直段附  
北海道博物館所蔵の林家資料B4・153855より

きる。粕尾（オジロワシの尾羽）は、上々、上、中、下の4等級で価格を示す一方、白尾には等級がない。粕尾・白尾の尾羽は、母衣（ホロ）とセットの価格となっている。

ヨイチ場所のワシは、「真羽」と「粕尾」の2種で、それぞれ上、中、下の等級で価格を示す。「真羽」については「但シ大鳥ニ御座候」とあり、大鳥＝オオワシの尾羽である。

両場所の産物で共通するのは粕尾である。粕尾の値段を比べると、イシカリ場所の方が高値である。しかし、イシカリはホロを含む値段なので、例えばヨイチ場所の上、中、下のそれぞれの価格にホロ100本を合算すると、両場所はほぼ同じ価格となる。

### ②クマ

イシカリ場所のクマは、「穴熊」（穴グマ）、「野熊」（野グマ）、「飼熊」（飼グマ）の3種に分けられ、胆と皮はセットで扱われる。穴グマと野グマは、さらに上、中、下の3等級に細分され、それぞれに値段が付けられる。飼グマは、但し書きとして「但、蝦夷人着皮ニ相願候節ハ、願之上秋末上川江罷越候節相渡、胆者大小品合ニ不抱、壺ツニ付米五合ツ、買上候事」とあり、飼グマ皮のアイヌの願い受け、その際の飼グマ胆1つの米5合での買い上げ（大きさ・品質に関わりなく）の存在がわかる。

ヨイチ場所のクマは、「熊膽」「熊皮」の胆、皮の区別しかなく、穴、野の区別はない。胆は上、中、下の3等級でそれぞれ価格が示される。胆は「右熊膽之儀者、極上々ニても拾匁方内ハ中ノ直段ニて相払可申事、尤其節ニ及候ハ、御詰合様江御窺可申上事」とあり、「極上」は、10匁以内「中」の値段で、10匁以上はイシカリ詰合へ伺いを立て、価格が決定されるしくみである。また、このことから、等級「上」は10匁以上をさすことを推測できる。クマ皮には「上中下ニ不抱、尤其時ニ応し手当致候様心得可申事」との記載があり、上、中、下の等級があり、クマ皮1枚＝448文の定値段に上乗せする形で、それぞれの等級により手当が加算されるしくみである。また、飼グマ胆は「飼熊之膽壺ツ、多葉粉壺宛相払可申事」との記載があり、「熊膽」とは区別されていた。

### ③小皮

イシカリ場所の小皮は、「獺皮」（カワウソ皮）、「狐皮」（キツネ皮）、「貉皮」（ムジナ皮）、「狢皮」（テン皮）の4つに区別され、カワウソ皮は極上、上、中、下の4等級、キツネ皮とムジナ皮は上、中、下の3等級で価格を示すが、テン皮に等級は示されない。

ヨイチ場所の小皮は、「川獺皮」（カワウソ皮）、「狐皮」（キツネ皮）、「ホイヌ皮」（テン皮）の3つに区別され、カワウソ皮とキツネ皮は上、中、下の3等級で価格

を示す。ホイヌ皮は1枚56文と記すが、「上中下見立買入」とあり、上中下の3等級を設定したうえで、56文を基準に上乗せ（あるいは減額）する形での買い入れであった。クマ皮の方式と同様と言える。

### ④別段手当

なお、イシカリ場所については、値段の書き上げのあとに、次の記述が付記される。

御代銭之外別段受負人方手宛左之通

穴熊膽廿匁以上之分ハ御代銭之外受負人方

蝦夷俵三俵手宛

同 七匁以上之分

同俵壹俵向手宛

リヤフ

同俵半俵向手宛

狐狢狢

小皮類壺人ニ付十枚以上差出候者江

蝦夷俵壹俵向手宛

獺皮

上皮壺枚ニ付

煙草式わ向之手宛

中皮壺枚ニ付

煙草壺把向之手宛

下皮壺枚ニ付

煙草半わ向之手宛

鷲尾壺尻ニ付

煙草式把向手宛

右者御代銭之外被下候分ニ御座候、

天保十二辛丑年方相始り候、

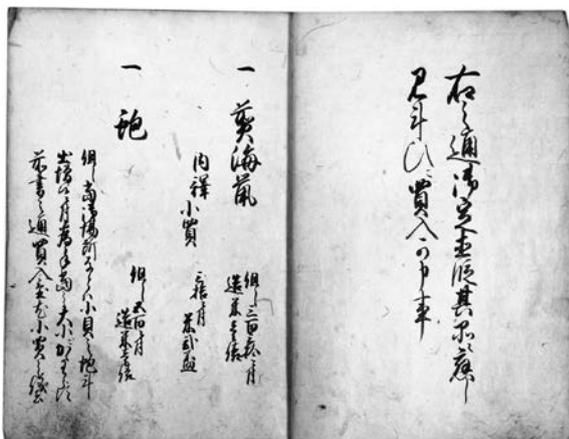
一、小皮類五枚差出し候者江前々方御上様方清酒五合ツ、御褒美として被下候、十枚差出候者江壺升、余者是ニ准し被下置仕来ニ御座候、

これによると、穴グマ胆は、20匁以上で蝦夷俵3俵、7匁以上で1俵、リヤフ（2歳グマ、riyapのことか）は半俵、キツネやテンは10枚以上の納付者へ1俵、カワウソ皮は1枚につき上がタバコ2把、中が1把、下が半把、ワシの尾羽は1尻でタバコ2把の手当が支給されたところ。この請負人よりの手当は、値段書上に示された代銭とは別に、1841（天保12）年より支給が開始されたことがわかる。また、小皮5枚納付者は清酒5合、10枚以上納付者へは清酒1升、そのほかはこれに準じて（清酒を）「御上様」より支給されるのが仕来りであった。

こうした別段手当を支給する取り組みは、軽物の増産を図るための政策と推定できるが、詳細は不明である。



御場所諸品直段附帳  
北海道博物館所蔵の林家資料B7・152899より



⑤考察

林家資料には、「文政十三年庚寅十一月写し」（1830年11月）との記載のある「上之下ヨイチ運上家」作成の「御場所諸品直段附帳」があり<sup>(30)</sup>、冒頭に「御軽物御定直段附」として、「熊皮 熊膽添」「獺皮」「ホイヌ皮」「狸皮」「狐皮」「水豹皮」「蝶鮫」「鷲」の値段を代米で示す（ただし「蝶鮫」と「鷲」は価格の記載なし）。この史料では、「熊皮」をさらに「穴熊」、「野熊」、「カヒ熊」の3つに区分する。「直段附」の末尾には「右之通御定直段、其品ニ応し見斗ひニ買入可申事」とある。アイヌからの軽物の買入値段は、ある程度の基準はあったものの、実際には現場の裁量でアバウトに扱われた様子も窺える。

また、「文政十三年寅十一月改之」との記載のある「上下ヨイチ運上家」作成の「上下ヨイチ御場所年中日要記」<sup>(31)</sup>には、三月の条文に、

一、御軽物不残相調子、差上可申候事、  
其節

一、御軽物書上式冊、但し  
壹冊イシカリ、  
壹冊松前表へ



上下ヨイチ御場所年中日要記  
北海道博物館所蔵の林家資料B8・152902より



とあり、軽物はすべて上納すること、その際に「御軽物書上」を2冊作成し、1冊をイシカリ、もう1冊を松前へ提出することが記される。イシカリには松前藩から派遣された詰合がおり、ヨイチ場所はイシカリ詰合の管轄ゆえ、イシカリと松前へ1冊ずつの提出が求められたのであろう。ヨイチ場所の実際の「軽物書上」は、先に見たアッケシ場所と同様、軽物の種類と枚数、代米・代金を記載して届け出る形式になっている<sup>(32)</sup>。

軽物とされた産物は、クマ胆、クマ皮、ワシ羽、小皮、アザラシ皮、チョウザメ皮などである。軽物上納のしくみは、基本的には幕領期のものを踏襲していると言える。

### (3) 軽物の種類と値段3 —幕末のソウヤとエトロフ

『網走市史 上巻』には、幕末期における軽物の種類と値段を等級別に詳しく記した史料が紹介されている(網走市史 1958: 617-620)。典拠は「安政四年宗谷支配人報告」とあるが、箱館奉行所文書と考えられる<sup>(33)</sup>。[表9]は、『網走市史 上巻』の翻刻内容を典拠と照合し整理したものであり、1857(安政4)年のソウヤ場所軽物値段の書上ということになる<sup>(34)</sup>。

ここでは、軽物として「穴熊膽」(穴グマ胆)、「穴熊革」(穴グマ皮)、「野熊膽」(野グマ胆)、「野熊革」(野グマ皮)、「獺革」(カワウソ皮)、「狢革」(テン皮)、「狐革」(キツネ皮)、「蝶鮫革」(チョウザメ皮)、「水豹革」(アザラシ皮)の9種類が示され、クマ胆(穴・野)、クマ皮(穴・野)、カワウソ皮の5種は大・中・小の3等級

に区分され、それぞれに値段が付けられている。ラッコ皮やワシ羽、サンタン交易品などは示されない。価格はクマ胆、クマ皮の代価のみが「造米」(1俵8升入)で示され、それ以外は造米1俵以下の升・合の単位で記される。買入値段は、クマ胆、クマ皮は高価で、小皮その他の獣皮は至って低価格な傾向である。ただクマ胆・クマ皮のみに注目すれば、穴グマ胆のみが代造米10俵以上と突出して高価であり、その他は代造米1~3俵の範囲内である。

一方、幕府による第二次蝦夷地直轄時の松前藩からのエトロフ場所の引継書類のなかにも軽物の種類と値段を書き上げた史料がある。[表10]はそれを整理したものである<sup>(35)</sup>。ここで示される軽物は、「鷲之尾」(ワシ羽; 真羽・粕尾・白尾・薄氷・ホロの5種)、「熊膽」(クマ胆)、「熊皮」(クマ皮)の7種で、等級がある場合には、等級別に値段が書き上げられている。先に見たソウヤ場所の軽物にはなかったワシ羽があり、小皮やチョウザメ皮、アザラシ皮は見られない。クマ胆、クマ皮も「穴」や「野」といった区別はない。なお、エトロフ場所の値段の単位は銭、先に見たソウヤ場所は造米である。エトロフ場所は「交易代米壹俵八升之積り、米壹升代銭五拾六文」とあるので<sup>(36)</sup>、米1俵(8升入)=560文である。したがって、比較的高価な真羽の「極上々」やクマ皮の「上」で約4俵、真羽の「極上」やクマ胆の「上」でも約2俵であり、4俵以下の範囲内である。ソウヤ場所の穴グマ胆(10俵以上)を除けば、エトロフとソウヤの軽物の値段は、俯瞰的に見てほぼ同等と言ってよい。

表9 ソウヤ場所軽物買入値段(安政4年)

品名	等級	代	基準	その他特記事項		
穴熊膽	大	造米15俵	15~20匁以上	獵期: 2月中 中旬~3月上 旬	上品=「色薄黒く、てり有之、干揚方堅き処上品之積り御座候」 下品=「製方不直、少し和らか様ニ御座候得者下品之分」	下品は「中」の値段
	中	造米12俵	10~14匁			下品は「小」の値段
	小	造米10俵	9匁以下			下品は代米7俵位
穴熊革	大	造米3俵	幅6~7尺、長さ9尺		上品=「毛色黒く、長き処上品ニ御座候」 下品=「毛短く、色薄赤黒く、白毛雜り、又者毛抜け候類下品之分」	下品は「中」の値段
	中	造米2俵	幅4~5尺、長さ7~8尺			下品は「小」の値段
	小	造米1俵	幅3尺、長さ5~6尺			下品は代米6~7升
野熊膽	大	造米3俵	15~20匁以上	獵期: 4~11月	上品=「品柄色合に不抱、干揚製方之堅き処上品ニ御座候」 下品=「製方和らか様之処下品之分」	下品は「中」の値段
	中	造米2俵	10~14匁			下品は「下(小)」の値段
	小	造米1俵	9匁以下			下品は代米6升5合~7升
野熊革	大	造米3俵	幅6~7尺、長さ9尺		上品=「毛長く、黒き者上品之分」 下品=「毛短く、色薄赤く、白毛雜り下品之分」	下品は「中」の値段
	中	造米2俵	幅4~5尺、長さ7~8尺			下品は「小」の値段
	小	造米1俵	幅3尺、長さ5~6尺			下品は代米6~7升
獺革	大	米8升	5尺以上	「頭も尾先き迄」		
	中	米6升	3尺5寸~4尺9寸			
	小	米4升	3尺4寸以下			
狢革		米5合				※「五合」を「壹升」に朱書訂正
狐革		米2升				※「貳升」を「四升」に朱書訂正
蝶鮫革		米2升				「大小ニ不抱」
水豹革		米4升				「斑付上之革」

表10 エトロフ場所軽物村方ら買上直段書（安政3年）

品名	等級	値段	
鷲之尾	真羽	極上々	2貫143文
		極上	1貫143文
		上々	896文
		上	748文
		中	598文
		下	320文
	粕尾	下々	224文
		上	224文
		中	168文
	白尾		112文
	薄氷		338文
	ホロ100本		112文
熊膽	上	1貫300文	
	下	700文	
熊皮	上	2貫200文	
	中	1貫300文	
	下	1貫文	
	小	448文	

同じ史料のなかには、「エトロフ場所ヲムシヤ申渡書写」が収録されており、その第9条にワシ羽についての次のような記述がある<sup>(37)</sup>。

一、鷲之羽之儀ハ、是迄之通冬中精出シ取、年始御礼トシテ、乙名共会所へ罷出候節、持参可致候、其外軽物之儀ハ、心掛取獲候ハ、其所之番家ニテ改ヲ受、是又乙名共御用ニ付会所へ罷出候序之節、持参可相納事、  
附リ、何品ニ寄ラス、軽物類番人共ト相對ヲ以テ売買交易致シ候儀ハ、堅ク停止之事ニ候間、右様之儀決シテ不致様、惣村方共へハ、乙名ヨリ精々可申付置事、

この史料からは、(軽物である)ワシ羽は冬季に出精し、「年始御礼」の際に「乙名共」(役付きのアイヌ)が会所へ持参すること。そのほかの軽物は、獲得したら番家で改めを受け、「乙名共」が会所へ赴くついでに持参して納めるしくみを読み取れる。「附リ」では、番人との相対交易の禁止、乙名からエトロフ場所の各「惣村方」への伝達の旨が記載される。エトロフ島には、37名の役付き者がいて、10の村がある<sup>(38)</sup>。ワシ羽その他の軽物は、実際の取獲者が誰であるかはともかく、「乙名共」の責任において会所へ納付するものであった。狩猟の出精への会所からの圧力はあり、半ば強制的な狩猟と解釈できる。

18世紀末ごろの史料のなかで、軽物とされていたラッ

コ皮については、同じエトロフ場所引継書類のなかに次のような記述がある<sup>(39)</sup>。

惣乙名と小使迄役銭之定

惣乙名へ  
一、錢拾貫文宛 同勤方  
脇乙名へ  
一、錢八貫文宛 同勤方  
惣小使へ  
一、錢六貫文宛 同勤方  
並乙名へ  
一、錢五貫文宛  
並小使へ  
一、錢三貫文宛

但、右役銭之儀ハ、ヲムシヤ之節、外為取候品一同差遣候仕来リニ御座候、

外

酒煙草

右者、獵虎皮取獲出精之村方へ、手当并褒美等為取候、員数ハ差定無御座、其品ニ応シ取計為取候儀ニ御座候、

「役銭」とは、「惣乙名」など役付きの者へ支給された手当のことと推測される<sup>(40)</sup>。役名ごとの「役銭」額の規定や、オムシヤの際の支給品(下され物)の一括支給の仕来りがわかる。なお、「土産取」に関する記載はない。そのほかに、ラッコ皮の生産に励んだ村への酒・タバコの支給に関する記述がある。ラッコ皮買い取り時に渡される酒・タバコの数には決まりがなく、その品に応じて決定されていた。

19世紀初頭の第一次蝦夷地直轄により、エトロフ島のアイヌ社会は大きく変容し、ラッコ猟主体の海獣猟からサケ・マス漁中心の漁業への生業形態の変化や、それにとまなう東浦(太平洋側)から西浦(オホーツク海側)への居住地の移転が見られるという(菊池 1999: 188)。ラッコ猟のためのアイヌのウルフ島渡海は、幕府により1803(享和3)年から数年間禁止され、その後は少人数のアイヌと番人の派遣が画策されたというが(菊池 1999: 104-105)、その後の詳細はよくわかっていない。

注目すべきは、先に見た幕末エトロフ場所の軽物値段書上のなかのラッコ皮の不記載である。川上淳は、このことに関し、「恐らくこの時代にはラッコ皮は僅かしか獲れなく、たまに獲れたときにその場その場で手当と褒美が支給されていたと考えられる」と推測する(川上 2020: 316)。この見解にさらに付言するならば、史料末尾の「外 酒煙草」以下の記述が、「役銭」の書上に続く形で記載である点に注目する必要がある。すなわち、ラッコ皮の上納も、ほかの軽物と同様に、役付き者

が担うべきものであり、これらは「役銭」のなかに折込済みとなっていて、軽物買上代は「役銭」に上乘せる形で、酒・タバコが手当・褒美として支給されたという意味に解釈すべきであろう。高額商品であるラッコ皮の代価が酒・タバコでは、膨大な量が必要で釣り合わず、ラッコ皮と酒・タバコの交換は現実的とは思えない。以上の考察から、役付きのアイヌへ支給される「役銭」（役給料）には、軽物上納の手当を含めて、さまざまな諸業務・諸経費分を予め含んでいる可能性があると言える。地域（場所のアイヌ社会）を治める有力者（乙名・小使）への役職手当が「役銭」であったと理解しておきたい。それゆえ、彼らが軽物上納の責任と義務を負わされたのだと考えられる。

#### (4) 軽物の種類と値段4 — 『入北記』

幕末期には、当然のことながら、ソウヤ場所やエトロフ場所以外の地域でも軽物の生産が行われる。1857（安政4）年に箱館奉行堀織部正の蝦夷地巡視に随行した仙台藩士・玉虫左太夫の『入北記』には、各場所のアイヌからの軽物や、その他産物の買入値段が示されている（稲葉 1992）。ただし、すべての場所の情報が記載されているわけではない<sup>(41)</sup>。

〔表11〕は、『入北記』にみる軽物の種類と値段を整理したものである。シャリまでの西蝦夷地は代米、ネモロからの東蝦夷地は代銭で値段が示される。場所によって代米・代銭の換算レートは異なり、それらと交換される和製品（アイヌが運上家・会所から入手する品物）の価格（物価）も異なる。したがって、代米・代銭の数値でもって、場所による軽物価格の多寡を一概に論じることができない。また、『蝦夷草紙別録』のような年代の異なる史料との価格差を論じるのも困難である<sup>(42)</sup>。ただ、各軽物の価値の高低の把握はある程度可能である。

〔表11〕からわかることをいくつか整理しておきたい。

- 1) 軽物とされた品はクマ胆、クマ皮、カワウソ・キツネ・テンなどの小皮類、チョウザメ皮、アザラシ皮、オットセイ、ワシ羽である。18世紀末～19世紀初頭の史料に見られたラッコ皮、サンタン交易品は見られず、代わりに小皮類が軽物に含まれる。軽物は狩猟生産物に特化され、なおかつその種類は限定的である。
- 2) クマは胆と皮に分けられ、大・中・小などの等級で値段が示される。さらに穴・野・飼など細かく分類して値段を示す場所もある。また、穴グマ胆の価格は、従前で見たと同じように、他の製品より突出して高額である。
- 3) 小皮類の価格はカワウソが最も高く、キツネ、テンの順である。ミツイシ～アブタ場所で「貉皮」、

サル場所で「島鼠皮」の価格を示すが、蝦夷地全域に共通するのは、カワウソ、キツネ、テンの3種である。小皮の値段は、クマ皮、クマ胆などと比べれば、価格が安い。しかし、小皮は1枚の値段であり、実際には、先述のアッケシ場所のように、数枚、各場所ごとでは数十枚以上が納付される。そう考えると、小皮の価格が、クマ胆、クマ皮と比べて、決して安いわけではないと言える。

- 4) 軽物とされた品は、各場所によって異なる。これは当然、狩猟対象物の生息状況、あるいは狩猟者側（アイヌ）の狩猟技術の違いなどが大きく関わってくる。ワシ羽がネモロ、アッケシ、クスリのメナシ地方と、サル、ユウフツに見られ、その他に見られないのは、資源、及び資源獲得技術の有無である。チョウザメ皮とアザラシ皮が主にソウヤからクスリまでの地域、オットセイがウスにしか見られないのも、同様の理由であろう。このように見ると、クマ胆、クマ皮、カワウソ・キツネ・テンといった小皮は、蝦夷地のほぼ全域で軽物扱いとなっていることがわかる。

#### (5) 軽物の種類と値段5 — 軽物願請関係文書から

第二次蝦夷地直轄後に設置された箱館奉行所の公文書のなかには、奉行所役人による軽物「願請（願受）」に関する文書がある。「願請」については、次のような記載がある<sup>(43)</sup>。

蝦夷地軽物与相唱候場所産物、并年柄ニ寄、山靱人持渡品も御座候間、右者先格之通箱館表江為差出、御用残之分、先御料之節、私共始支配向役々江元代を以願受いたし来候間、此度も同様取計可申与奉存候、依之別紙願受員数、直段書も相添、此段申上置候、

この史料は、「蝦夷地軽物等御用残之分願受之儀申上置候書付」との題の辰7月（安政3年7月）付けの老中宛箱館奉行（竹内下野守・堀織部正・村垣与三郎の連名）上申書であり、老中による「書面之趣承置候事」との承認がある。ここには、1) 軽物とは「場所産物」であること、2) 年によってサンタン人の持渡品（交易品）もあること、3) これらは箱館への上納品であること、4) 「御用残之分」（未上納分）の軽物・サンタン交易品は、「先御料」（第一次幕領期）のとき、「元代」（定められた値段）で「支配向役々」（松前奉行所役人）が「願受」できたこと、との記述がある。つまり「願請」とは、軽物・サンタン交易品の奉行所役人による購入可能なしくみのことである。

表11 『入北記』にみる軽物の種類と値段

場所名	書上名称	穴熊胆	野熊胆	飼熊胆	穴熊皮	野熊皮	飼熊皮	獺皮	狐皮
トママイ	交易品価調	大：10俵 中：8俵 小：5俵	4俵		大：2俵半 中：2俵 小：1俵	1俵半		大：1俵 中：6升 小：4升	4升
テシホ	御軽物土人ヨリ買入直段調	大：10俵 中：8俵 小：5俵	大：5俵 中：4俵 小：3俵		大：2俵半 中：2俵 小：1俵	大：2俵半 中：2俵 小：1俵		大：1俵 中：6升 小：4升	4升
ソウヤ	交易品価調	大：15俵 中：12俵 小：10俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		大：3俵 中：2俵 小：1俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		大：8升 中：6升 小：4升	2升
北蝦夷地	皮類直段書				【熊皮】3俵			5升	2升
北蝦夷地	交易品直段調							清酒2升5合	清酒1升
エサシ	御軽物買入直段	大：15俵 中：12俵 小：10俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		大：3俵 中：2俵 小：1俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		大：8升 中：6升 小：4升	2升
シャリ	シャリ御軽物買入直段調	【熊胆】 大：15俵 中：12俵 小：10俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		【熊皮】 大：3俵 中：2俵 小：1俵	大：3俵 中：2俵 小：1俵		大：1俵 中：6升 小：4升	2升
ネモロ	出産物買入直段書				【熊皮】 4貫32文 672文			大：400文 中：300文 小：250文	鳥取：214文 上地皮：200文 下地皮：100文
アッケシ	御軽物直段書	【熊胆】 上：252文 (1匁) 中：168文 (1匁) 下：112文 (1匁)			【熊皮】 上：896文 中：672文 下：448文			上：400文 中：300文 小：200文	上：200文 中：150文 小：100文
クスリ	御軽物直段調	【熊胆】 上：120文 (1匁、10匁以上1匁100文増) 中：100文 (1匁、5匁以上1匁50文増) 下：80文 (1匁)			【熊皮】 448文			上：400文 中：300文 下：250文	上：200文 中：150文 下：100文
トカチ	御軽物定直段調	【熊胆】 上：350文 (1匁) 中：250文 (1匁) 下：100文 (1匁)						大：400文 中：300文 小：200文	大：200文 中：150文 小：100文
ホロイツミ	御軽物土人共ヨリ買入直段調	【熊胆】 上：350文 (1匁) 中：250文 (1匁) 下：100文 (1匁)			【熊皮】 大：1貫300文 中：900文 小：560文			大：400文 中：300文 小：250文	大：200文 中：150文 小：100文
シャマニ	同御軽物買入直段調	【熊胆】 上：350文 (1匁) 中：250文 (1匁) 下：100文 (1匁)						大：400文 中：300文 小：250文	大：200文 中：150文 小：100文
ウラカワ	御軽物買入直段調	【熊胆】 上：350文 (1匁) 中：250文 (1匁) 下：100文 (1匁)			【熊皮】 大：1貫文 中：800文 小：500文			大：400文 中：300文 小：250文	大：200文 中：150文 小：100文
ミツイシ	御軽物買入直段調	上：1貫500文 中：1貫200文 下：900文		上：550文 中：450文 下：350文	上：1貫文 中：700文 下：400文		500文	上：400文 中：300文 下：200文	上：112文 中：100文 下：82文
シヅナイ	御軽物買入直段調	280文 (1匁)	上：600文 中：400文 下：200文	50文	上：1貫文 中：800文 下：600文	上：800文 中：600文 下：400文	上：500文 中：400文 下：ナシ	上：400文 中：300文 下：200文	上：100文 中：85文 下：70文
ニイカッパ	御軽物買入直段調	288文 (1匁、10匁以上1匁30文増)	上：700文 中：500文 下：350文		上：1貫100文 中：850文 下：700文	上：900文 中：700文 下：500文		上：400文 中：300文 下：200文	上：200文 中：150文 下：100文
サル	御軽物買入直段調	280文 (1匁、10匁以上1匁20文増)	上：100文 (1匁) 中：50文 (1匁) 下：30文 (1匁)		上：1貫150文 中：850文 下：700文	上：1貫文 中：800文 下：600文		上：500文 中：400文 下：300文	上：200文 中：150文 下：100文
ユウフツ	御軽物買入直段調	280文 (1匁、10匁以上1匁20文増)	上：800文 中：600文 下：300文		上：1貫200 ~600文 中：1貫100文 下：500~850文	上：900文 中：700文 下：500文		上：500文 中：400文 下：300文	上：104文 中：80文 下：60文
シラオイ	御軽物買入直段調	【熊胆】 上：220文+手当 (1匁) 中：150文 (1匁) 下：100文 (1匁)			【熊皮】 大：800文 中：600文 小：480文			大：400文 中：300文 小：200文	大：200文 中：150文 小：120文
ホロボツ	御軽物直段調	【熊胆】 上：120文 (1匁、10匁以上1匁100文手当) 中：100文 (1匁、10匁以上1匁50文手当) 下：80文 (1匁)			【熊皮】 480~900文			300文	200文
モロラン	御軽物直段調							400文	200文
ウス	御軽物直段調	【熊胆】 200文 (1匁)			【熊皮】 大：1貫500文 中：1貫200文 下：900文			300文	大：200文 小：150文
アブタ	御軽物買入直段調	上：200文 (1匁) 中：150文 (1匁) 下：100文 (1匁)			上：1貫800文 中：1貫200文 下：800文			300文	200文
ヤムクシナイ	土人ヨリ諸品買入直段調	200文 (1匁)	【夏熊胆】 上酒1升		大：1貫200文 中：800文 小：600文	【夏熊皮】 大：600文 中：400文 小：300文		上：350文 中：300文 小：250文	150文

貂皮	貉皮	縞鼠皮	蝶鮫皮	水豹皮	膾臑臍	真羽	粕尾	薄氷	ホロ	飼鳥尾
1升										
1升										
5合			2升	4升						
1升 清酒5合				5升3合2勺4才						
5合			2升	4升						
5合			タバコ1把	2升						
50文			大：330文 中：224文 下：168文	鼈甲フノ皮：448文 ホキリ上皮：448文 並：224文		【大鳥尾】 448～2貫240文	112～672文	【薄氷尾】 224～672文	224文 (100本)	
50文			上：112文 中：84文 下：56文	上：168文 中：140文 下：84文		【大鳥尾】 上：616文 中：436文 下：336文	上：220文 中：160文 下：112文	【元黒尾】 上：420文 中：336文 下：224文	1文 (1本)	56文
56文			75文	448文 中：140文 下並：56文		上：1貫300文 中：800～1貫文 下：448文	224文	【元黒】 448文	【真羽ホロ】 58文 (32本) 【粕尾元黒ホロ】 56文 (30本)	【白尾飼鳥尾】 56文
50文										
【ホイス皮】 50文										
48文	上：120文 中：110文 下：100文									
35文	100文									
50文	上：200文 中：150文 下：100文									
56文		28文								上：300文 中：250文 下：150文
28文	110文								3文 (1本)	【鷲尾】 上：300文 中：250文 下：200文
50文										
50文	200文									
50文										
50文	200文			100文	1番：3貫文酒3升 2番：2貫700文酒3升 3番：2貫400文酒2升5合 4番：2貫100文酒2升 5番：1貫800文酒1升5合 6番：1貫500文酒1升					
50文	200文									
【ホイス皮】 40文 【貂皮】 100文										

表12 願請物定式

役職	大鳥	薄氷	粕尾	熊膽	山丹切
奉行	30尻	30尻	30尻	6つ	
吟味役	15尻	15尻	15尻	3つ	3尋
調役同並	10尻	10尻	10尻	2つ	2尋
下役元々同下役同格共	5尻	5尻	5尻	1つ	1尋
山鞆交易掛の調役同並					赤地牡丹形8尋
山鞆交易掛の下役在住					赤地牡丹形4尋
山鞆交易掛の同心2人					赤地牡丹形2尋

この記述は、先述した1820（文政3）年のアッケシ場所クマ皮の事例と符合する。アッケシでは、詰合の「石井様行」（石井善蔵）、「ユウフツ行」、会所による「願受」が見られた。この2つの史料記述を照合すると、アッケシのこれらは、「御用残之分」の余剰分の「願請」とみることが可能である。

また「御用残之分」との表現は、裏を返せば「御用分」の存在を意味する。すなわち、第一次幕領期の軽物やサンタン交易品には、ある一定数の上納分＝「御用分」が存在する。この一定数の上納分（半ばノルマ的なもの）の確保に奔走したのが請負人であり、支配人・番人たちであり、アイヌである。

なお、この箱館奉行上申書は、前年12月付けの下役（支配向）からの伺書<sup>(44)</sup>を受けて老中へ上申されたものである。この伺書には、「願請物定式」、「軽物定直段」が添付されており<sup>(45)</sup>、軽物の種類や「願請」の値段などを把握できる。[表12]と[表13]は、それを整理したものである。

「願請物定式」は、奉行以下役職者の軽物とサンタン交易品の「願請」の品名と数量の書き上げである。末尾には「右者文政四巳年、廻済之事」との記載があり、1821（文政4）年時点のものである。すなわち、第一次幕領期の松前奉行所役人の「願請」を定めたものである。

奉行以下役職者が「願請」できた品物は、ワシ羽（大鳥、薄氷、粕尾）、クマ胆、サンタン切れであった。奉行のところには、サンタン切れの数量の記載はないが、「外品々員数極り無之」との記載があるので、数量の制限なく「願請」が可能であったということである。[表12]からわかるように、役職の高い者ほど、より多くの軽物の「願請」が可能であった。なお、奉行の薄氷の部分には、「薄氷無之節者、定員数丈粕尾ニ相成、粕尾之代り薄氷者不相成候、尤支配向一同右同断之事」との記述がある。薄氷がない場合は粕尾での「願請」になるという決まりも存在したようである。また、奉行の用人・給人・近習・中小性などの「願請」も可能であった。

表13 軽物定直段

品名	基準	値段
大鳥上	1尻	永112文5分
大鳥中	1尻	永100文
大鳥下	1尻	永87文5分
薄氷	1尻	永50文
粕尾	1尻	永37文5分
熊膽上	1匁	銀1匁2分
熊膽中	1匁	銀1匁
熊膽下	1匁	銀8分
黒母衣	100本	銭500文
臘臍	1疋	銭4貫文
嶋鼠皮	1枚	銭100文
黒狐皮	1枚	銀65匁
狐皮	1枚	銭200文
水豹腹籠	1枚	銀7匁5分
蝶鮫皮	1枚	銭200文
山鞆裁紺地龍形	1尺	銭675文
赤地牡丹形	1尺	銭533文

奉行、吟味役、調役同並（調役と調役並）、下役元々同下役同格共（下役元々と下役元々と同格の下役）のほか、「山鞆交易掛」（サンタン交易掛）の者も「赤地牡丹形」のサンタン切れに限り「願請」が可能であった。また「但、十徳、玉類其外共、其年交易之模様ニ寄割合候事」との記載があり、十徳や玉類など、その他のサンタン交易品についても、流入量が多ければ割合を定めて「願請」することが可能であった。

「軽物定直段」には、軽物とされた産物の値段が記載される。奉行所役人の「願請物定式」には見られなかった「黒母衣」（ホロ）、「臘臍」（オットセイ）、「嶋鼠皮」（シマネズミ皮）、「黒狐皮」（クロギツネ皮）、「狐皮」（キツネ皮）、「水豹腹籠」（子持ちのアザラシ）、「蝶鮫皮」（チョウザメ皮）、「山鞆裁紺地龍形」（紺地龍形のサンタン切れ）についても、奉行所側は軽物として把握していたことがわかる。紺地龍形や赤地牡丹形のサンタン切れも「軽物定直段」に含んで掲載している。

ここまで検討してきた場所請負制後期の史料のなかの軽物とは、クマ胆、クマ皮、ワシ羽、小皮（カワウソ、キツネ、テンなど）、アザラシ皮、チョウザメ皮、オットセイであった。これらと「軽物定直段」で示される軽物を比較すると、「軽物定直段」にはクマ皮がなく、一方で「黒狐皮」、「水豹腹籠」、「山鞆裁紺地龍形」「赤地牡丹形」が示される。

これまで検討してきた史料は、場所請負関係文書、ソウヤ、エトロフ場所の引継文書、『入北記』といった蝦夷地各場所の軽物上納の現場の実態を反映したものであった。これに対し、この「軽物定直段」は、奉行所役

人の「願請」対象品の値段書き上げである。両者では、軽物の認識に若干のズレがある。

「軽物定直段」におけるクマ皮の不記載は、クマ皮の奉行所役人「願請」の対象外や需要のなさが理由であろう。クマ皮は防寒具としての需要が高く、寒冷な蝦夷地各場所での需要の方が高いからである。一方で、クロギツネ皮やサンタン交易品の「軽物定直段」への掲載は、彼らの軽物認識の反映と解釈できる。このように考えると、サンタン交易品が場所請負制後期の多くの軽物関係史料にあらわれないのは、これらが軽物から除外されたからではなく、そもそも蝦夷地各場所の上納品ではなかったからだと言える。

周知のように、サンタン交易は、文化年間に幕府の直営となり、アイヌはサンタン人との取引から排除され、シラヌシにおけるサンタン人と幕府の直接取引の形態となった。つまり、サンタン交易品はアイヌ→請負人からの上納品ではなくなったのである。

以上の考察を踏まえれば、軽物の指し示す語義は、場所請負制前期から後期の幕末に至るまで、おおよそ変わってはおらず、<sup>46)</sup> 蝦夷地において私的な取引を禁じられた「公儀」（松前藩・幕府など）への上納品、の意である。1812（文化9）年以降、軽物に小皮類が含まれたとする出利葉浩司の見解は、そのとおりであろう。なぜなら、小皮類は、「公儀」の名のもとに買い集めて（上納させて）、シラヌシへ送り、幕府・松前藩が直営するサンタン交易品となるからである。一部のクロギツネ皮などの高級毛皮は、ラッコ皮などと同様に本州方面へ流通した可能性もあるが、ほとんどの小皮はサンタン取引の「北蝦夷地廻り小皮」である。

アイヌに特定の産物を狩猟させ、上納させた運上家・会所にとっての軽物とは、クマ胆、クマ皮、小皮であり、ある場所によってはウシ羽であり、アザラシ皮であり、チョウザメ皮であり、オットセイであった。場所密着の特産物のなかで、私的な売買の禁止されたものが軽物であった。<sup>47)</sup> アイヌに狩猟させ上納させるもの、という狭義の軽物は、軽物の増産を強要された場所請負制後期を通じて、場所経営に携わる者たちの共通認識として一般化されたと考えられる。

## (6) 軽物上納のしくみ

ここでは、幕末の軽物上納のしくみについて、次の①～⑤の箱館奉行所の公文書などから探してみたい。

- ① 軽物差出候ハ、請負人共江申付、是迄之手續を以、直ニ箱館表へ為差出候様可仕哉、
- ② 軽物其外北蝦夷地廻り山靱交易小皮類取得方之儀者、支配人江申付、山獵功者之夷人共相撰、正月上旬頃

と差遣、取得次第買入置、北蝦夷地勤番人数ソウヤ着次第、越年之者と相渡候、尤年柄ニ寄右人数到着迄、取揃兼候得者、序便を以同所江差廻し申候、

①は1855（安政2）年11月付けの箱館奉行組頭（河津三郎太郎、向山源太夫）から奉行への伺書からの引用である<sup>46)</sup>。伺書は、東西蝦夷地の松前藩からの「場所請取」（蝦夷地各場所の引き継ぎを名目とした巡視）の指示を受けた河津・向山の、現地での具体的対応についての箇条書きである。そのなかの1つに、軽物に関する言及がある。①は、（現地）で軽物の提出があった場合は、請負人へ命じて、これまでの手続きにより、直接箱館へ回送することで良いかの伺いである。ここからは、松前藩復領期における軽物回送業務の請負人への負荷の実態がわかる。

②は1855（安政2）年のソウヤ場所引渡目録のなかの「ソウヤ場所申上書」からの引用である<sup>47)</sup>。「ソウヤ場所申上書」は、場所経営に関する種々の取り扱い・仕来りを書き上げ、松前藩復領期の諸相が示されるものである。この第6条目が②である。ここでは、1) 軽物や小皮の取得を支配人たちへ命じること、2) 山獵に長けたアイヌを選び、1月上旬より狩猟させること、3) 得られた軽物はその都度買い入れ、保管しておくこと、4)（春になり）北蝦夷地勤番のソウヤ到着時に、越年の者が（軽物を）勤番に渡すこと、などが示される。主にサンタン交易用小皮の取り扱いについての記載である。ソウヤ場所における軽物集荷業務の支配人たちへの負荷や、狩猟の得意なアイヌへの実務負担の様相が窺える。

この史料②と類似した記述は、北海道博物館が保管する岩野家資料のなかの「オタスツ場所申上書（仮題）」に見られる<sup>48)</sup>。すでに出利葉浩司により紹介されているが（出利葉 2002：146）、改めて検討してみたい。

- 一、熊井北蝦夷地廻り山靱交易小皮類取扱方之儀者、兼而支配人共江申付置ニ付、山獵功者之蝦夷人相撰、正月上旬頃と山入為致、取獲次第運上家ニ而定直段を以買入置、三月上旬頃迄ニ勤番所江差出候ニ付、東蝦夷地と追々相廻り候小皮類共取揃、北蝦夷地勤番之者通行之節、品訳書添、相渡候仕来ニ御座候、尤熊皮、膽、鷲之尾等者、帰登之節持参仕候、

前半部分は②とほぼ同様の記述である。山獵の得意なアイヌへの狩猟差配と、運上家による「定直段」での軽物の買い入れが記載される。後半部分では、1) 3月上旬ごろの（軽物のイシカリ）勤番所<sup>49)</sup>への提出、2) 東蝦夷地より回送された小皮を、北蝦夷地勤番が通行の際

に、(イシカリで)「品訳書」とともに渡すこと、3) クマ皮、クマ胆、ワシ羽などは、(松前へ) 帰還の際に持参すること、が示される。ここからは、北蝦夷地勤番が春に現地へ赴く際に、各場所でサンタン交易用の小皮を集めながら持参することや、東蝦夷地集荷分の小皮のイシカリ回送のしくみがわかる。また、各場所の支配人たちによる小皮以外の軽物の松前への持参の実態もわかる。軽物の集荷方法のしくみがここには述べられている。このしくみは、第二次幕領期にも踏襲されたようで、箱館奉行所の公文書のなかにも「御軽物之儀、私領中城下(松前)江差出候分者、当表(箱館)江差立、山丹交易品等者、廻し方場所々々仕来之通取計、猶弁利之義候ハ、相伺候様可仕候哉」<sup>(50)</sup>と、その独自の小皮回送システムの踏襲が提案されている。

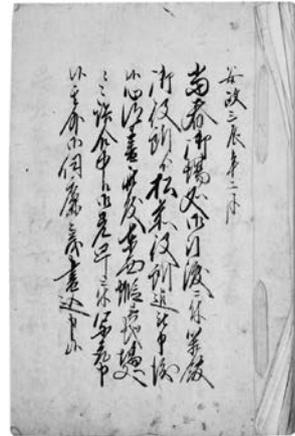
- ③ 軽物之儀者、其時節を計り、場所々々人別ニ応し、四五人乃至十人以上も申付、取獲方為致可申、尤其時々詰合と可有差図事、

③は1856(安政3)年に箱館奉行より出された場所請負人への通達で、アイヌの「遣方」(場所における取り扱い)を定めた条文からの引用である<sup>(51)</sup>。第6条は軽物についての言及である。第6条(③)では、4~5人、または10人以上への軽物狩猟の差配が指示される。各場所のアイヌの人別に応じた狩猟人数の規定であり、軽物狩猟と上納を特定のアイヌに強いる奉行所からの間接的な指示である。事実上の狩猟強制と解釈できる。

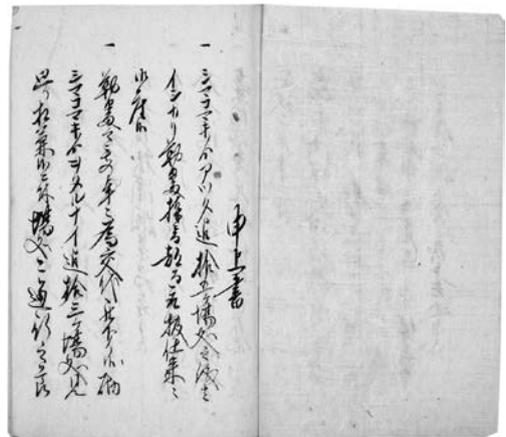
- ④ 御軽物之義、前々被 仰渡候通り、年々出増候様、出精いたし可申事、
- ⑤ 御軽物者勿論、諸産物とも一品たりとも、船方其外江交易致し候もの有之におゐてハ、嚴重咎可申付候、

④と⑤は、②と同じくソウヤ場所の引渡目録を典拠とし、そのなかのオムシャ申渡からの引用である<sup>(52)</sup>。場所の支配人たちからアイヌへの読み聞かせ内容を簡条書きで記載したなかの第5条(④)と第7条(⑤)に、軽物に関する言及がある。④では軽物の増産が奨励され、⑤ではアイヌの軽物を含む諸産物の私的売買の禁止が謳われる。この内容は、先述した1820(文政3)年のアッケシ場所のオムシャ申渡にも見られたものである。蝦夷地各場所のオムシャにおいて、第一次幕領期以来、踏襲されてきた文言と考えられる<sup>(53)</sup>。

軽物上納のしくみは、幕府の第一次蝦夷地直轄期に常態化したと見られる。先述のとおり、1820(文政3)年ごろ、軽物上納は場所請負人の冥加と見做され、請負人



オタスツ場所申上書(仮題)  
北海道博物館保管の岩野家資料・1935-10より



は役所側から軽物の増産を励行され、上納義務を強化されている。したがって、軽物上納の直接の対象は、場所請負人であった。

しかし、請負人への軽物上納の圧力は、現場監督者である支配人、番人たちへの圧力となり、最終的には、実際に狩猟をして軽物を運上家・会所へ納めるアイヌへの斂寄せとなる。こうした軽物上納強制の基本構造は、幕末の第二次幕領期に至っても踏襲されている。

軽物上納は、もともと松前城下交易に起因し、アイヌと松前藩の相対交易、あるいは交易の際の礼品といった側面の強いものであった。それが商場知行制の成立により支配儀礼のなかに取り込まれ、特産物の松前藩主への上納・献上行為へ変質し、それが場所請負制の広がりとともに、請負人が仲介・代行して集荷する体制へ移行する。上納義務は直接には請負人へ負荷されたが、本質はアイヌの上納行為である。

場所請負制下のアイヌは、交易相手を自由に選ぶことができず、交易相手は場所の運上家・会所に限定される。軽物の買取価格は、場所ごとに若干の違いがあるものの、基本的には役所側にある程度の価格決定の権限がある。場所請負関係文書に散見する「軽物書上」とは、軽物の数量と買取価格の役所側への報告であり、適正な価格で軽物の集荷が行われているかを役所側が確認するためのものであろう。

その一方、請負人が提出する「軽物書上」で示された買取価格どおりの代価が、狩猟者のアイヌに実際支払われたかどうかを、史料から探ることはできないという事情を考慮する必要がある。運上家・会所からの提出書類は、あくまでも不正がないことの役所への報告用であり、運上家・会所とアイヌの取引の実態は不明なのである。実態もともかく、軽物狩猟という半ば強制的な狩猟活動自体が、アイヌの自由で自営的な活動とは程遠いものであったことは間違いないだろう。

## (7) 軽物上納のノルマ

最後に、場所請負制後期の軽物上納の考察を終えるにあたり、北海道博物館所蔵の林家資料にある『御軽物割合写し書』という史料<sup>(54)</sup>を紹介しておきたい。類似の史料は、子モロ場所の藤野家の文書群のなかの『覚』にも見られる(長澤 2011:33)。林家のものは、表紙に「四月」とあるが、年代のわかる記載はない。藤野家の文書と同じ作成年代と見做せば、1852(嘉永5)年ごろとなる<sup>(55)</sup>。冒頭部には次のような記述がある。

一、山靱御交易品之儀者、公辺献上相成候重き御趣意始、諸場所二おゐて矢羽、熊膽、小皮類出方相劣、兎角抜散候儀有之哉相聞得、不埒之至

ニ候、急度御取調子可被仰付候処、支配人番人共之為に、請負人共一方ならぬ迷惑筋相成候ニ付、此度之儀者、格別之以御憐愍、御沙汰御流被成下候、以来矢羽、熊膽者申込茂無之、小皮類場所之員数割付被仰出候間、売上方精々心懸可申候、尤是迄米、酒、烟草等ニ而蝦夷人共と買入方ニ候得共、小玉類夷人共望之趣相聞江候得共、代り物下ケ遣候ニ付、米、酒、烟草等江取替、買入可致候、猶又東西蝦夷地直段甲乙有之候ニ付、向後御買上直段一様御定被仰附候、

これとほぼ同様の記述は、藤野家の『覚』にも見られる(長澤 2011:36)。前半部分には、1) サンタン交易品は「公辺」への献上品であること、2) 矢羽(ワシの尾羽)、クマ胆、小皮の生産が(近年)減っていること、3) 支配人や番人たちによる(軽物の)「抜散」(抜荷)が横行し、請負人は迷惑を被っていること、4) 「抜散」の件は寛大な処置により処罰なしとなったこと、が示される。今後の対応策が述べられる「以来矢羽」以降の後半部分には、5) 矢羽、クマ胆、小皮の「売上方」に心がけること、6) 小皮の場所ごとの納付員数(ノルマ)を割り付けること<sup>(56)</sup>、7) 小皮はこれまでアイヌから米、酒、タバコなどと交換する形で買い入れていたこと、8) アイヌたちが要望する小玉類を米、酒、タバコなど取り替えてアイヌたちへ渡すこと、9) 小皮の買入値段は蝦夷地各場所によってばらばらなので、今後は買上値段を統一すること、が述べられる。

この記述に続いて、「一、獺皮 上壺枚代 四百文」などと、「獺皮」(カウソ皮)、「狐皮」(キツネ皮)、「狢皮」(テン皮)の買上値段が示される。[表14]の「蝦夷地」の「銭」の列がそれに該当する。カウソ皮とキツネ皮は上、中、下の等級別に値段の記載がある。

次に「一、蝦夷江米、酒、烟草等江取交代り物遣し玉積左之通」と記される。そして「一、上獺皮 壺枚二付小玉なれば五連、中〃〃七つ」などと、カウソ皮、キツネ皮、テン皮の小玉、中玉との交換数量の記載がある。[表14]の「蝦夷地」の「玉」の列がそれに該当する。カウソ皮1枚ならば、小玉5連か中玉7つへの交換が可能という意味であろう。なお、キツネ皮の「中」の等級の記述はない。小玉、中玉とは、ガラス玉のことであろう。玉の色や産地は史料からはわからない。

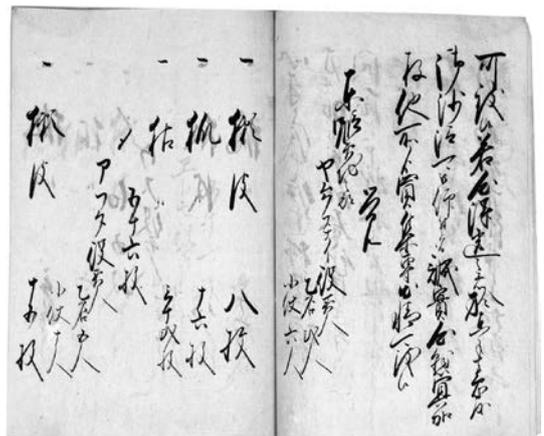
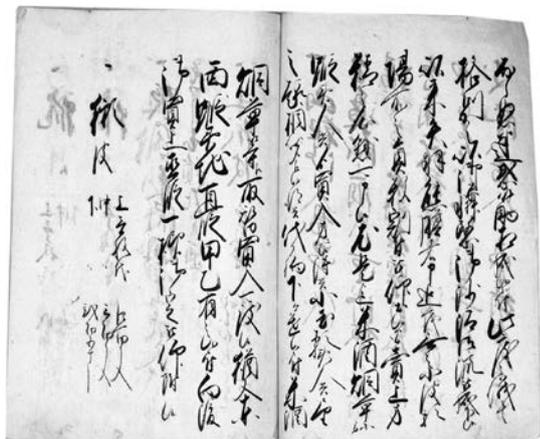
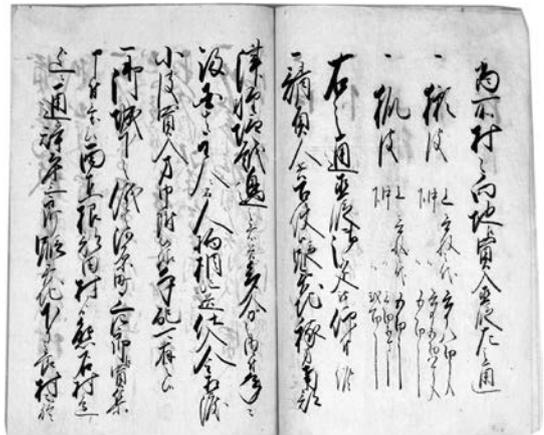
次に「当所村々向地江買入直段左之通」と記され、続いて「一、獺皮 上壺枚之代 多八百文」などと記載される。「当所村々」とは、松前地(和人地)内の村々の意味と推測される。「向地」は、津軽海峡の向こう(=本州)の意味であろうか、解釈しがたい。いずれにせよ、蝦夷地以外の地での買入値段であろう。[表14]の「蝦



御軽物割合写し書  
北海道博物館所蔵の林家資料B153・153848より

表14 小皮買入値段

品名	等級	蝦夷地		蝦夷地以外
		銭	玉	銭
麁皮	上	400文	小玉：5連 中玉：7つ	多800文
	中	300文	小玉：4連 中玉：5つ	多580文
	下	250文	小玉：2連 中玉：3つ	500文
狐皮	上	200文	小玉：2連	500文
	中	150文		350文
	下	100文	小玉：1連	200文
粘皮		50文	小玉：1連	



夷地以外」の列がそれに該当する。カワウソ皮の「上」と「中」にのみ「多八百文」「多五百八十文」とあるのは、多くて800文、580文、すなわち800文、580文以内の意であろう。この部分にはテン皮の買入値段の記載はない。

[表14]の「蝦夷地」と「蝦夷地以外」を比較すると、「蝦夷地以外」は「蝦夷地」のおおよそ2倍の値段である。

その次の行には「右之通直段御定被仰付候」との記載がある。「被仰付候」との表現から、以上の小皮類の値段は、松前藩側で定め、それを遵守するよう請負人へ指令があったということである。

これに続いて、次のように記載される。

- 一、請負人共召使候蝦夷地稼方、南部、津軽、塩越辺之者共、多分之由ニ付、年々帰国者、主人ニ而人物相選、仕入金相渡、小皮買入方申附候様手配可有之候、
  - 一、御城下之儀者、河原町三四郎江買集申付置候、西在根部田村と熊石村辺迄ニ、通辞平三郎蝦夷地下り之節、村々於買集為致候、東在之儀者、村々在方掛り出役之買集為致候、
  - 一、クト、フトロ、セタナ井之儀者、近年御軽物出不足有之候、畢竟申附方不行届きに相聞得候、以来無等閑出精可致候、
  - 一、先年請負人共江、小皮類買入方被仰付候、越中辺迄御手配茂有之候ニ付、以来之儀者、伊達林右衛門、栖原六右衛門方にて、加賀、能登、越中辺手伝路之間屋共江申談、船々江取組買集方手配可致候、
- 右之通被仰付候、請負人方不獲方者勿論、取締等申付、抜散等無之様可致候、若心得違之者於在之者、急度御沙汰可被仰付候間、誠実心懸、冥加存、他所と買集、専出精可致候、

ここからは、1) 南部、津軽、塩越出身の出稼ぎの者の中から人物を選び、帰国の際に仕入金を渡して小皮を買い入れさせるように手配すること、2) 松前城下は河原町三四郎、西在(松前地の西側・日本海側)根部田村から熊石村は通詞平三郎(清水平三郎)が蝦夷地を下る(北蝦夷地へ向かう)時に村々より買い集め<sup>(57)</sup>、東在(松前地の東側・主に太平洋側)は村々の在方掛が出役(現地へ赴く)の際に買い集めること、3) クドウ、フトロ、セタナイは、近年軽物の生産が不足ぎみなので、出精を心がけること、4) 過去に請負人たちに越中あたりまで小皮の買い入れをさせた例にならい、伊達林右衛門、栖原六右衛門(北蝦夷地の共同場所請負人)へ命じ

て、加賀、能登、越中あたりの伝のある問屋などを使って買い集めさせること、などの諸点を読み取れる。蝦夷地のアイヌからの小皮だけでは不足ぎみで、松前地や本州からの小皮買い入れを画策する様相が窺える。請負人に軽物の増産を指示する一方、支配人や番人たちによる「抜散」横行のための取り締まり強化も図っている。この史料のなかでも、軽物の上納は冥加であると述べられており、ここに軽物上納の性格がよく示されていると言える。

これに続いて「覚」として、以下、

#### 東蝦夷地之部

ヤムクスナイ役夷人

乙名弐人

小使六人

- 一、獺皮 八枚
- 一、狐〃 十六枚
- 一、狢〃 三十枚
- 〆五十六枚

などと、蝦夷地各場所の「乙名」「小使」の人数と小皮の枚数、場所ごとの合計の記述が続く。[表15]は、この部分の記述を整理したものである。「東蝦夷地之部」の「ヤムクスナイ」(ヤムクシナイ・山越内)から「西蝦夷地之部」の「モンヘツ」まで、44の場所に割り当てられた小皮の上納枚数の書き上げである。末尾には合計が示され、「役夷人」が549人、「惣皮」3,365枚(「但北蝦夷地之分者相除く高二御座候」とあり)、「獺皮」476枚、「狐皮」978枚、「狢皮」1,911枚とある(43頁上の写真)。すなわち、蝦夷地各場所の「役夷人」の人数により割り当てられた小皮の上納枚数のノルマを示したものと言える<sup>(58)</sup>。

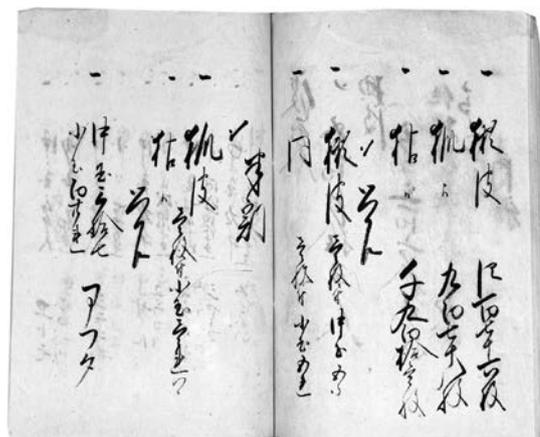
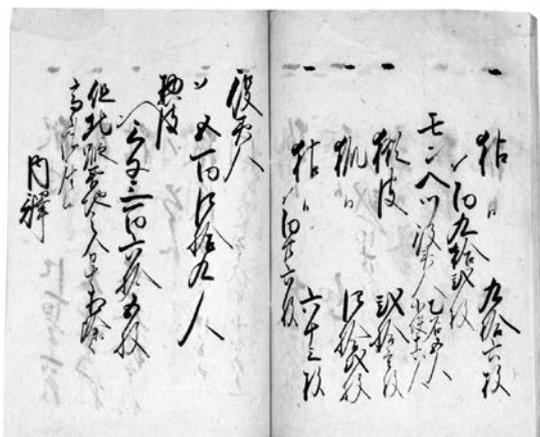
[表15]の場所名は、記載順に上から下へ配列している。東蝦夷地のクスの次に「西蝦夷地之部」として「クトウ」と「フトロ」が記載され、次の「アツケシ」は「不分之義有之候ニ付、追々書入仕候」と未記載で、続いて「子モロ」と「クナシリ」、その次に西蝦夷地の「セタナイ」以下「モンヘツ」までが記載される。「クトウ」と「フトロ」が途中で挿入される意味は不明である(単なる写し間違いか)。

なお、[表15]には、各場所の史料記載のとおり人数・枚数の数字を入力したが、これらの合計(検算)と、末尾の合計表記(「役夷人」549人、「惣皮」3,365枚など)で一致しない箇所が多々ある。「検算」の行・列は、筆者が表に入力して計算した数字である。一致しているのは、「検算」の列のシラヲイ、サル、トマ、イの3場所を除く「〆(小皮)」と、「検算」の行のカワウソ皮の

表15 軽物の納付割り当て

東西	場所	乙名	小使	獺皮	狐皮	狢皮	𧄞	検算	「役夷人」1に対する比率		
									獺	狐	狢
東蝦夷地	ヤムクスナイ	2	6	8	16	32	56	56	1	2	4
東蝦夷地	アフタ	5	10	15	30	60	105	105	1	2	4
東蝦夷地	ウス	1	7	8	16	32	56	56	1	2	4
東蝦夷地	エトモ	1	6	7	14	21	42	42	1	2	3
東蝦夷地	ホロヘツ	0	7	7	14	21	42	42	1	2	3
東蝦夷地	シラライ	2	7	9	18	36	69	63	1	2	4
東蝦夷地	ユウフツ	11	8	19	38	76	133	133	1	2	4
東蝦夷地	サル	13	3	16	32	64	116	112	1	2	4
東蝦夷地	ニイカツフ	2	6	8	16	32	56	56	1	2	4
東蝦夷地	シツナイ	3	6	9	18	36	63	63	1	2	4
東蝦夷地	ミツイシ	2	4	6	12	24	42	42	1	2	4
東蝦夷地	ウラカワ	9	4	13	26	52	91	91	1	2	4
東蝦夷地	シヤマニ	4	4	8	16	32	56	56	1	2	4
東蝦夷地	ホロイツミ	10	2	12	24	48	84	84	1	2	4
東蝦夷地	トカチ	20	1	21	42	84	147	147	1	2	4
東蝦夷地	クスリ	6	31	37	74	148	259	259	1	2	4
西蝦夷地	クトウ	1	1	2	2	8	12	12	1	1	4
西蝦夷地	フトロ	3	2	5	5	20	30	30	1	1	4
(東蝦夷地)	アツケシ										
(東蝦夷地)	子モロ	7	32	39	78	152	269	269	1	2	152/39
(東蝦夷地)	クナシリ	3	21	12	25	75	112	112	1/2	25/24	75/24
西蝦夷地	セタナイ	5	1	6	6	18	30	30	1	1	3
西蝦夷地	シマコマキ	3	1	4	4	12	20	20	1	1	3
西蝦夷地	スツ、	6	1	7	7	21	35	35	1	1	3
西蝦夷地	ヲタスツ	1	8	4	4	18	26	26	4/9	4/9	2
西蝦夷地	イソヤ	2	3	5	5	10	20	20	1	1	2
西蝦夷地	イワナ井	2	6	6	8	16	30	30	3/4	1	2
西蝦夷地	フルウ	1	2	2	3	6	11	11	2/3	1	2
西蝦夷地	シヤコタン	8	2	5	10	20	35	35	1/2	1	2
西蝦夷地	ヒクニ	3	2	3	5	10	18	18	3/5	1	2
西蝦夷地	フルヒラ	17	1	9	18	36	63	63	1/2	1	2
西蝦夷地	ヨイチ	3	21	12	21	48	81	81	1/2	7/8	2
西蝦夷地	ヲシヨロ	9	2	5	11	22	38	38	5/11	1	2
西蝦夷地	タカシマ	9	1	5	5	20	30	30	1/2	1/2	2
西蝦夷地	ヲタルナイ	3	2	3	5	10	18	18	3/5	1	2
西蝦夷地	イシカリ	16	12	20	112	224	356	356	5/7	4	8
西蝦夷地	アツタ	2	1	2	2	6	10	10	2/3	2/3	2
西蝦夷地	ハマ、シケ	2	2	4	8	16	28	28	1	2	4
西蝦夷地	マシケ	2	4	6	12	18	36	36	1	2	3
西蝦夷地	ル、モツヘ	3	4	5	14	21	40	40	5/7	2	3
西蝦夷地	トマ、イ	2	2	4	16	24	48	44	1	4	6
西蝦夷地	テシヲ	4	4	8			8	8	1	0	0
西蝦夷地	ソウヤ	7	30	37	74	111	222	222	1	2	3
西蝦夷地	シヤリ	2	30	32	64	96	192	192	1	2	3
西蝦夷地	モンヘツ	5	16	21	42	63	126	126	1	2	3
検算		222	326	476	972	1899	3361	3347			
𧄞		549		476	978	1911	3365				

※「検算」の例のシラライ、サル、トマ、イの3場所の数字のゴシック体は、単純な書き間違いと推測されるものである。



合計476枚のみである。3場所のメは単純な写し間違いと考えられる。また、マシケとテシヲの2場所は「メ」の記載がなく、写し忘れと見做し、「36」「8」を補った。

「検算」の行の、「乙名」「小使」の合計、キツネ皮、テン皮、総小皮数の数字は検算と一致しない。この不一致は、史料記載のどこかの数字を、史料作成者が写し間違えているためと考えられる。以下、史料の記載内容の一部に不備があることを前提に、分析を進めたい。

[表15]に整理してわかることは、ほとんどの場所では「乙名」「小使」の合計、すなわち「役夷人」の人数に応じてカウソ皮、キツネ皮、テン皮の納付枚数が割り当てられていることである。例えば、最初のヤムクスナイは、8人の「役夷人」に対し、カウソ皮8枚、キツネ皮16枚、テン皮32枚の割り当てである。つまり1人に対し1:2:4の比率での割り当てとなる。この比率を全場所検証した結果が[表15]の「『役夷人』1に対する比率」の列となる。この分析により、東蝦夷地のヤムクスナイからクスリまではほぼ1:2:4の比率であることが判明する。子モロはテン皮152枚と記載される。156枚であれば1:2:4の比率となる。クナシリは24人の「役夷人」に対しおおよそ1:1:3の比率である。

これに対し、西蝦夷地で1:2:4の比率になっているのは、ハマ、シケのみである。「比率」の列のセル色グレーは、1:2:4の比率よりも数値の小さい箇所である。例えば、クトウヤフトロは比率が1:1:4で、キツネ皮の比率が2から1へと半分である。セタナイ、シマコマキ、スツ、は1:1:3で、キツネ皮が1/2、テン皮は3/4の納付割り当てとなっている。

ヲタスツは「役夷人」が9人である。半分だと4.5人である。割り切れないので4人に切り下げたとすれば、1:1:2の比率となり、カウソ、キツネ、テン皮それぞれの納付割り当てがすべて、東蝦夷地の半分の割合になっている。

このように以下見ていくと、モンヘツまでの西蝦夷地

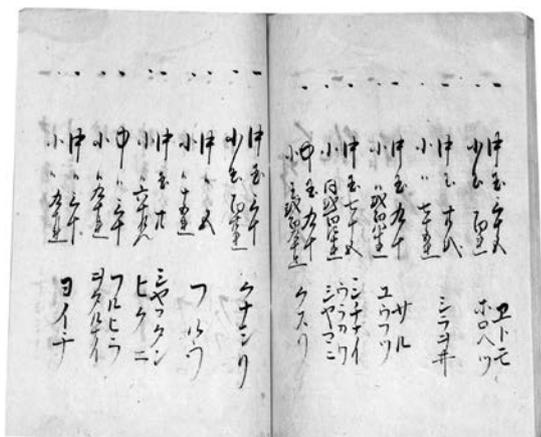
の比率は、1:1:3、もしくは1:1:2の比率が多いことに気付く。つまり、俯瞰的に見れば、西蝦夷地は東蝦夷地に比べ、小皮類の納付割り当てが軽減されていると言える。この原則に当てはまらないのは、イシカリとトマ、イである。イシカリは、「役夷人」が28人なので、1:2:4の比率で言えば、カウソ皮28枚、キツネ皮56枚、テン皮112枚となるはずであるが、実際はカウソ皮は20枚と少ない一方、キツネ皮は112枚と4倍、テン皮に至っては224枚と8倍の納付割り当てになっている。トマ、イもキツネ皮が8枚のところ16枚、テン皮が16枚のところ24枚へと、割り当て増となっている。

以上の小皮の納付割り当ての分析から、1)「役夷人」1人に対してカウソ皮1枚、キツネ皮2枚、テン皮4枚を割り当て、場所の「役夷人」の人数に応じて、場所ごとの納付枚数を単純に割り当て、それをノルマとしていること、2)西蝦夷地は東蝦夷地に比べ全体的に納付割り当てを軽減していること、3)イシカリやトママイは納付割り当てを加重していること、の3点を指摘することができる。史料の数字の記載の信用度が低いため、あまり詳細な分析・指摘は困難だが、おおよその傾向として以上の3点を指摘できる。西蝦夷地の上納ノルマ軽減の理由は、地域の狩猟実態に合わせた対応（西蝦夷地は東蝦夷地に比べ小皮の生産が低い）と推測できるが、定かではない。イシカリやトママイの割り当て加重は、他地域の軽減分の補填の可能性もあるが、これも想像の域をこえるものではない。

林家資料の『御軽物割合写し書』には、以下、小玉、中玉の場所ごとの配分書き上げが記載される（次頁左段上の写真参照）。本稿の趣旨と直接関わるものではないため、省略することとしたい。

## 5 まとめにかえて

以上、場所請負制前期、及び後期の軽物上納について



検証と分析を行い、さまざまな事項を指摘してきた。軽物上納は、17世紀初頭の松前城下交易における「礼」品献上から見られ、御目見やオムシャのなかでの特産物の献上という形に変質する（直接上納）。その後、場所請負制の広がりとともに、請負人による上納（軽物の集荷と代品の支給）業務代行の形態が主流となる（間接上納）。場所請負制後期の史料は、請負人が上納の対象者のように記述するが、実際はアイヌと「公儀」の仲介者であり、軽物上納はアイヌに賦課されたものである。本稿のタイトルを「アイヌの軽物上納」としたのも、このような理由からである。軽物上納は「公儀」によるアイヌ支配の体現と言える。

これを踏まえ、『北蝦夷地用』に見られるウシヨロ場所アイヌの軽物上納の記述の意味について、最後に考察を行いたい。

「2-(6) 小括と考察」で指摘したとおり、『北蝦夷地用』の分析により、ウシヨロ場所アイヌの「納役人」への小皮の上納ノルマ賦課の存在が明らかとなった。ノルマは、1859（安政6）年がカワウソ皮1枚、キツネ皮1枚、テン皮10枚で、1860（万延元）年と1861（文久元）年はキツネ皮3枚、テン皮6枚であった。

1859（安政6）年は、カワウソ皮1枚の納付がなく、吉田儀兵衛がこれをテン皮4枚と交換して補填していた。この年の実際の納付はキツネ皮1枚とテン皮19枚であったが、テン皮4枚がカワウソ皮1枚に充てられ、テン皮15枚となり、テン皮5枚は「不納」となったのであった。

翌1860（万延元）年は、キツネ皮3枚、テン皮6枚が上納ノルマで、キツネ皮3枚とテン皮8枚が納められ、テン皮2枚は「不納」となった。

この帳簿に見える「不納」という記載こそが、ノルマの存在を明確に示す証拠である。

いろいろ検討してみたが、残念ながら、ウシヨロ場所の上納ノルマの賦課原則はよくわからない。「4-(7) 軽

物上納のノルマ」で検討した林家資料の『御軽物割合写し書』の記述に則れば、役付きの者であっても、「乙名」「小使」の数に応じて納付枚数が決定されることになるが、蝦夷地一般に割り当てられた「役夷人」1名に対するカワウソ皮1枚、キツネ皮2枚、テン皮4枚の納付原則は、ウシヨロでは当てはまらない。北蝦夷地は蝦夷地とは異なる割り当てが適用された可能性もある。ただ、ウシヨロは、1859（安政6）年から「給料勘定」と「撫育」が開始した地域であり、こうしたノルマを賦課した軽物上納のしくみも、この年からはじまったものと考えられる。

ただ一つ言えることは、何かの割り当て基準を適用し、「役夷人」の人数に則ってウシヨロ場所に小皮の上納ノルマが賦課され、役付きの者を中心として構成される「納役人」が、軽物狩猟を行い、規定枚数の小皮を納めたという事実の存在である。ノルマは「場所」という地域共同体に割り当てられ、狩猟に長けた人が実際に狩猟の実務を担うのであろう。ウシヨロ場所の場合、多くの「納役人」は役付き者であるが、役のない「平土人」も見られる。その意味で、軽物は、エトロフ場所のように、直接は「乙名共」の責任において上納すべきものであったが、実質は「場所」の構成員が共同体的に担うべきものであったと言える。

ウシヨロで集荷された小皮は、幕府への上納という形をとり、シラヌシ、あるいはトンナイ会所へ送られ<sup>59)</sup>、サンタン人への交易品になったと考えられる。一方、クマ皮やクマ胆は、箱館へ送られたと考えられる。ただし、クマ皮は防寒用として、箱館奉行所の役人などへ支給されているので、箱館へ送られず、そのまま「場所」用に転送された可能性もある。『北蝦夷地用』の[159オ]にある飼グマ皮が「是ハ吉田儀兵衛殿へ遣」とあるのは、1820（文政3）年のアッケシ場所関係史料にも見られた会所の「願請」のことと解釈できよう。

ウシヨロの「納役人」は、会所へ軽物を納めた際、会所から米、酒、タバコなどの代価を受け取っている。このことにつき、本稿では、相対取引になっており、「給料勘定」のような「雇」の形態でもないで、先行研究に則って評価するならば「自分稼」の事例であると先述した。しかし、蝦夷地において広く行われた場所請負制下の軽物上納のしくみ自体を検討すれば、軽物上納は請負人の冥加であり、公儀による請負人への上納強制の側面がある。そして、この圧力が場所の支配人・番人たち、そしてアイヌへの齎寄せとなる構造である。そのアイヌの上納行為は、もともと「礼」に起因する特産物の献上行為である。このような軽物上納のしくみは、「雇」や「稼」の範疇で理解すべきものではなく、「納」という別の概念で捉えるべきものであろう。帳簿『北蝦夷地用』

が、「給料勘定」や「撫育」と分けて、帳簿の末尾に軽物上納を記載しているのは、「納」たる所以であろう。

これまで本稿では、田島佳也、谷本晃久、長澤政之の表現に倣って、アイヌの軽物狩猟を「半ばノルマ化された『自分稼』」などと表現してきた。しかし、狩猟生産物を運上家・会所へ売って代価を得る交換行為を「自分稼」と表現することが当時一般的だったのかどうかよくわからない。一般的でないならば、むしろ用語の定義変更が必要となる。

従来の「自分稼」の解釈からすれば、1860(万延元)年のキリホクシランケのテン皮1枚、ヨンハマトエのテン皮2枚の会所への納付は、「自分稼」の事例と言えるかもしれない。なぜなら彼らは、上納ノルマとは別に会所へ小皮を納めており、相応の代価(『北蝦夷地用』に記載がないので詳細は不明であるが)を得ていると考えられるからである。しかし、たまたま多く獲れた分を会所で引き取ったとも考えられ、狩猟の「自分稼」がひろく認知されていたかどうかはわからない。俯瞰的に見れば、軽物狩猟は「納」のための活動であり、「稼」ではないだろう。筆者は、出利葉浩司が「強制的な狩猟」と表現したがごとく、強制性(上納ノルマなど)をとまうか、自発的かで、「納」と「稼」を区別すべきであると考えている。

本稿では、「自分稼」、あるいは「自分商売」などと表現されるアイヌの活動自体の検証を目的とはしていないので、新たな用語定義の提唱は困難である。このことについては、問題提起にとどめ、今後の研究に期待したい。

『北蝦夷地用』には、1859(安政6)年から3年間のウシヨロ場所アイヌの「給料勘定」、「撫育」、「軽物納」の3つが大きく掲載されている。そして住民統治の基本台帳たる人別帳が冒頭に記載される。とりあえず本稿では、『北蝦夷地用』は、現代における雇用、扶助(社会保障)、納税の3つの要素に近いものが示されている経営帳簿であると理解しておきたい。

## 付記

本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究(C)(一般)「蝦夷地のアイヌ有力者が入手した外来交易品と勘定システムの成立に関する研究」(課題番号:16K03007、補助事業期間:平成28年度~平成32年度、研究代表者:東俊佑)の成果である。また、当館の「北海道の自然・歴史・文化」研究プロジェクト「北方四島の考古・歴史学的総合研究」、及び北東アジアの中の北海道研究プロジェクト「北海道とサハリン」における当館所蔵資料とその関連資料の調査研究活動などの成果の一部の集積でもある。

## 凡例

- ・史料翻刻に際しては、句点「。」を用いず、読点「、」を使用するのが慣例のため、翻刻史料集などからの引用に際しては、「。」を「、」に変更するなど、適宜改めた。また、本稿の論旨に直接影響のない旧字などについては、読みやすさを重視し、新字に改めたものもある。
- ・本文中の( )、史料翻刻・引用の〔 〕は、筆者による註釈・補足を示す。ただし参考文献引用などを除く。
- ・蝦夷地の地名表記は、すでに慣用的にカタカナで表記され、またその多くがアイヌ語に由来すると推定されることから、カタカナで表記した(カラフト、サンタンも含む)。また、ヲタスツ→オタスツ、テシヲ→テシオ、ハマ、シケ→ハママシケ、スツ、→スツツ、アツケシ→アツケシ、エトロフ→エトロフなど適宜表記を改めた箇所がある。人名は改めると煩雑になるため、すでに先行研究などでひろく使われている人名(シヨンコ、トコンベなど)を除き、そのままとした。
- ・「157オ」「157ウ」などは丁番を示す。「157オ」なら157丁オモチ、「157ウ」は157丁ウラの略である。

## 註

- (1) 北海道大学附属図書館所蔵、旧記314。
- (2) この考えは、北海道開拓記念館の「北の歴史・文化交流研究事業」(第一次)の中間報告のなかで、出利葉浩司・手塚薫が提示したものであり(出利葉・手塚 1994)、その後出利葉が自身のヨイチ場所における毛皮獣狩猟の研究(出利葉 1993)と佐々木史郎によるサンタン交易の研究(佐々木 1997)などを踏まえ発展させたものである。
- (3) 場所請負制を「商場知行制下の前期場所請負制と、蝦夷地勤番体制下に場所請負人や場所での経営の拠点である運上屋・会所がアイヌ民族統治・蝦夷地支配の末端機構に位置付けられた後期場所請負制とは区別して扱わなければならないように思われる」と、前期・後期に区分して捉える見方である(小林 1998:44)。本稿では、便宜上「場所請負制前期」、「場所請負制後期」と表記する。
- (4) 長澤は、「首長層」という語で表現する(長澤 2005)。
- (5) ハナサキアイヌは元シコタン島の住民で、1807(文化4)年のロシア人によるエトロフ島シャナ会所襲撃事件を機に、子モロ場所内のハナサキへ移住させられた人びとである。移住後は、カムイノミなどを目的に冬中のシコタン島渡海が認められ、越冬中にキツネ、アザラシの狩猟を行い、翌春の会所への毛皮上納が義務づけられていた。1843(天保14)年の地震津波災害などを機に、ハナサキアイヌの狩猟権がチンヘイたちの狩猟権へと再編された(長澤 2005)。
- (6) シヨンコは、18世紀末ごろの子モロ場所(クナシリ・メナシの戦い以前の拠点はノッカマップ)のアイヌの有力者(惣乙名)で、蠣崎波響『夷酋列像』に描かれた12人のなかの一人である。チンヘイは、シヨンコの三男の倅(孫)である(長澤 2005:32)。
- (7) 長澤の子モロ場所アイヌの狩猟の研究は2002年に発表された(長澤 2002)。このとき長澤は、シコタン島などへの渡海をとまうキツネ猟・アザラシ猟=「会所猟」(子モロ会所

- が詰合(松前藩の駐在役人)へ「出獵届」を提出して行う狩獵を「自分稼」とは評価しなかった。谷本は2003年(谷本2003)、田島は2004年(田島2004)に論及し、それを受け長澤は博士論文にて評価を改め、「会所獵」を「自分稼」とした(長澤2005)。
- (8) ヲホリ(のちシツヘチウと改名)は惣小使ヲンハヲトエの弟で、1860(万延元)年1月の時点ではライチシカ村の「平土人」である(『幕末外国関係文書之四十七』第60文書。『幕末外国関係文書』は東京大学史料編纂所ウェブサイト内「近世史編纂データベース」を利用。以下同)。
- (9) イキリマウシ(ヲフツセリ)はハウトシマカ(トコンベ)の父で、チセキシユ井(チセケシユイとも)はイキリマウシの親戚である。ともに1863(文久3)年のウシヨロ退去事件(一般に「トコンヘ一件」と称する事件の一部)に関わった人物である(東2017)。
- (10) ここでは、天明～寛政初年の文書を収録した『蝦夷地一件』(北海道編1969)と、箱館奉行羽太正養の編による『休明光記附録』(北海道序編1991)をとりあげる。なお、『蝦夷地一件』については、国立公文書館所蔵のものと同照し、適宜表記を修正した。
- (11) 個々の蝦夷地産物や外来交易品については、拙稿「近世蝦夷地交易品ノート(1)」で整理したことがある(東2013)。
- (12) 上乘役(目付)の役割については、近年菊池勇夫が整理している(菊池2019)。
- (13) 北海道立文書館所蔵(旧記1667)のものを翻刻した。
- (14) 函館市中央図書館所蔵(請求記号:K600マツ5001)のものを翻刻した。
- (15) ホイヌは萱野茂の訳によりテンのこととされる(出利業2002:39)。筆者もかつてホイヌについて検討したことがある(東2013:180)。ホイヌとテンを区別する事例もあり、和人側は、ホイヌをクロテン、テン(「粘」)をエゾクロテンと毛色の違いで区別した可能性もあるが、テン全般をホイヌ(アイヌ語でテンの意)と理解して使用した可能性も捨てきれない。とりあえず、本稿ではホイヌ=テンと理解しておくこととする。
- (16) 内浦湾(噴火湾)のオシヤマンベで獲れるオットセイ、北海道全域の山中に生息したと考えられるヒグマを除くと、その他の産物・交易品は、西蝦夷地ソウヤ場所(サンタン交易品)や東蝦夷地のアッケシ、キイタツ、クナシリ場所(狩獵生産物)からのものが多い。これら「異国境」に接続し、松前藩により追々開かれ、松前藩主直営の交易が行われる場所は「場末」と呼ばれた(菊池2010:42)。これら「場末」は、松前藩から飛騨屋久兵衛への負債の引き当てとして、1773・75(安永2・4)年から飛騨屋の請負場所となった(松前町1984:824-825)。1786(天明6)年時点の藩主直領・商場知行所については、『蝦夷草紙別録』(松前町1979)に詳しい。各場所の産物については、18世紀後半ごろの様子を記述したと推定される史料(北海道博物館所蔵、フラッシュム・コレクション229)に拠った。同史料には、「りいしり」の「出物」として「棒鱈、油、軽物少々」、「そうや」の「出物」として「棒鱈、いりこ、あつし、羽、ゑぞ錦、膽、ゆう別目なし方商ニ参ル」、「近唐太嶋」の「出物」として「油、棒鱈、いりこ、貝鯨、サンタン切、細工物、いたるへ、青玉、真羽」、「くすり」の「出物」として「鹿皮、棒鱈、鯨、軽物、あつし」、「あつけし」の「出物」として「油、鹿之皮、鱈、鯨、軽物」と記される。ただし、同史料の「軽物」が何を指すのかは不明。なお、「軽物(軽もの)」は、「さつほろ」「てしほ」「とかち」にも「出物」として記される。「きいたつふ」「くなしり」には「出物」の記

述はないが、同地のアイヌが松前藩ヘラッコ皮、アザラシ皮、ワシ羽などの産物をもたらすことは、長澤政之の論考(長澤2005)などから明らかである。

- (17) 1620年代に松前を訪れたイエズス会士の記録に、テッソイ(テシオのことか)やメナシ(北海道東部)のアイヌがラッコ皮や中国製絹織物を「礼」として松前藩主へ献上すると記述が見られる(H. チースリク1962)。このことは、北海道の各自治体史などのほか、数多くの先行諸研究で指摘されていることである。筆者も、松前城下交易について簡単に叙述したことがある(東2019b)。
- (18) 松前に近い西蝦夷地フトロ場所のアイヌは、17世紀末～18世紀中ごろの間、2年強に1度の割合で松前城下へ赴いていた(菊池2013:304-305)。
- (19) 松前藩主へのアイヌの御目見儀礼の場面を描いた小玉貞良『蝦夷国風図絵』(函館市中央図書館所蔵)のなかの「ウイマム図」のなかに、オットセイ、タンチョウ、クマ皮、アザラシ皮、カラザケ、串貝、魚油と思いき物が描かれていることから、一般にそのように考えられている。
- (20) 高倉新一郎は論考「千島・樺太の開発と土人」のなかで、「ムシヤレイ」に「オムシヤ礼一引用者」と註をつけて、オムシヤと解釈する(高倉1966:304)。
- (21) 筆者(東)はかつて、「蝦夷地奉行」からノッカマップ(現在の根室市付近の地名)の乙名シヨゴに宛てた定書を紹介し、上乘役の松前藩家臣がオムシヤを執行する体制が18世紀後半ごろ確立したと主張したことがある(東2017b:17)。筆者の論考に対し、榎森進は、「蝦夷地奉行」は松前藩の職制の名称ではなく、アイヌ語に(「人間の地のトノ」の意に)訳されることを意識した政治性の強い松前藩側の造語であるとの見解を示している(榎森2018:82)。稲垣令子の論考(稲垣1985)などを合わせて考えると、「ムシヤレイ」と呼ばれた藩主代理人による擬似的な御目見は、松前藩の上級家臣が派遣される「場末」においてまず行われ、それがのち(場所請負制後期)に、場所支配人が司るオムシヤとして、蝦夷地全域へ波及したと考えることもできる。オムシヤに関して言及する最上徳内『蝦夷草紙』や串原正峯『夷諺俗話』は、それぞれクナシリ島、ソウヤのオムシヤについての記述である。
- (22) 『蝦夷草紙別録』には「軽物」という語は記されておらず、[表6][表7]で抜粋した品物は、他の史料で軽物とされているものを筆者の判断で抽出したものである。なお、[表6][表7]作成にあたっては、同書の原本である東京大学史料編纂所所蔵の『蝦夷草紙下』(S近藤重蔵関係資料2-23)と同照し、『松前町史』の翻刻字句の誤りなどを適宜訂正した。
- (23) 真羽はオオワシの尾羽(白、14本)、薄氷は2歳のオジロワシの尾羽(黒色で根元の色が白の羽、12本)、粕尾は1歳のオジロワシの尾羽(黒色、12本)である(東2013:125)。黒母衣(ホロ)は大雨覆の部分の羽で1羽から30本得られるという(長澤2005:27)。
- (24) 日本で「十徳」と呼ばれた中国清朝(満洲)官服の古着と考えられる。
- (25) 北海道博物館所蔵の林家資料C7・153516「文政三辰年諸書上控集」。なお、同名の縦帳は2つ綴られており、本稿の引用は最初の方である。
- (26) 軽物は、「権力側の専売となるため場所請負人は集荷業務を担うに過ぎず、利益にならない商品であった」とされる(長澤2005:14)。請負人にとって、役所側の集荷業務を代行するだけで商業的メリットがなく、結果、軽物の増産にも熱が入らず、支配人・番人が私腹を肥やす抜荷の方を重

- 視したとも言える。
- (27) ヨイチ場所・林家資料の「軽物書上」については、出利葉浩司が紹介・分析を行っている(出利葉 1993)。
- (28) 北海道博物館所蔵の村山家資料148・100003「イシカリ年々勘定帳」の枝番2「安政二年卯年四月 石狩場所御引渡之節於彼地書上之扣八冊綴込」のなかの「文政五年 御軽物類直段定帳」。なお、この史料は、『新札幌市史』に翻刻されている(札幌市 1987: 24-25)。
- (29) 北海道博物館所蔵の林家資料B4・153855「ヨイチ場所仕込直段等書上帳帳」のなかの第1冊「文政七年申十二月 諸品代附帳」のなかの「御軽物直段附」。
- (30) 北海道博物館所蔵の林家資料B7・152899「御場所諸品直段附帳」。
- (31) 北海道博物館所蔵の林家資料B8・152902「上下ヨイチ御場所年中日記」。
- (32) 前掲(27)。
- (33) 北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書・簿書22の件番号1。題は「御軽物買入直段」である。
- (34) この史料のなかのクマの部分に関しては、先行研究により、大中小の等級による基準も含めて、すでに表に整理されている(松本 2020: 210)。
- (35) 『幕末外国関係文書之十四』の第131文書、pp. 332-336。典拠は、北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書・簿書3の件番号19と思われる。ただし簿書3のすべてが『幕末外国関係文書』に収録されているわけではないようである。なお[表10]で示した内容と同じものは、川上淳『千島通史の研究』ですでに提示されている(川上 2020: 316)。他の産物の買上値段についても示されているので、あわせて参照していただきたい。
- (36) 『幕末外国関係文書之十四』の第131文書、p. 286。
- (37) 『幕末外国関係文書之十四』の第131文書、pp. 300-301。この史料はすでに川上淳が紹介している(川上 2020: 315)。
- (38) 北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書・簿書3の件番号7、8より。件番号7「エトロフ場所村役名前書」には、「惣乙名／シヘトロ／捨六」など37名の役付き者名の記載がある。役名としては、「惣乙名」「惣乙名勤方」「脇乙名」「脇乙名勤方」「惣小使」「惣小使勤方」「並乙名」「並小使」「土産取」の9の役名が記載される。所属村ごとではなく、役名順の記載である。件番号8「エトロフ場所村方家数并人別書」(『幕末外国関係文書之十四』の第131文書、pp. 295-298にも掲載)には、タン子ムイ、ナイホ、ヲイト、フウレベツ、ルヘツ、アリモイ、シヤナ、ベトブ、アトイマウシ、シヘトロの10村の各村の家数と人別が記載されている。エトロフ島全体で家数89軒、人別498名(男267名、女231名)である。
- (39) 『幕末外国関係文書之十四』の第131文書、pp. 329-330。史料後半の「外 酒煙草」以下の部分は川上淳がラッコ狩猟の事例として紹介している(川上 2020: 315)。
- (40) 『北蝦夷地用』にも見られた「役給料」のことと考えられる(東 2020: 22)。
- (41) 玉虫は、箱館を出発すると北上し、ヲシヤマンベから山越えでスツツへ出て、日本海沿岸を北上し、ソウヤからサハリン島へ渡ったのち、戻るとオホーツク海沿岸、太平洋岸と回って、箱館に帰着している。『入北記』における軽物買入値段の記載は、テシホ場所からはじまり(「交易品価調」としてはトマイ場所から)、トマイより南の日本海側は、軽物に関する記載がない。テシホ場所より先は、モンベツ、アバシリなどを除いてほぼ網羅されているようである。
- (42) 軽物の価格は、先に見た18世紀末の『蝦夷草紙別録』に比べると、数字だけを単純に比較すれば、品によって価値が上がったとも落ちたとも言える。例えば、『蝦夷草紙別録』と『入北記』で同場所の価格を示すアッケシ場所と比較すると([表6]と[表11]のアッケシ場所の価格)、クマ胆は前者が1つにつき銭573~2貫240文に対し、後者は1匁につき112~252文である。後者のクマ胆が「上」で10匁とすれば、銭2貫253文であるから、前者の「上」とほぼ同等となる。クマ皮は前者は161~73文であり、後者は448~896文なので、後者の方が額面上の数値は高い。このような比較は、その時代の需要と供給による物価の変化、アイヌと運上家・会所の力関係などさまざまな面の考慮が必要となり分析と考察が困難である。また2~3の史料の比較では信頼性にも欠けるので、総じてあまり意味のない分析であるとも言える。
- (43) 『幕末外国関係文書之十四』の第200文書「蝦夷地軽物願受の件」、pp. 608-609。
- (44) 『幕末外国関係文書之十三』の第111文書。
- (45) 前掲(43)の箱館奉行上申書の典拠にも添付されていたよであるが、前掲(43)では「員数直段書略之」として省略されている。
- (46) 『幕末外国関係文書之十三』の第80文書、p. 164。
- (47) 北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書・簿書1『宗谷場所御引渡目録』(紋別御用所)の件番号2「ソウヤ場所申上書」。
- (48) 北海道博物館保管の岩野家資料・1935-10「オタスツ場所申上書写(仮題)」。
- (49) 前掲(48)「オタスツ場所申上書写」の冒頭に、シマコマキからアツタまでの15の場所はイシカリ勤番が管掌することが記載される。
- (50) 『幕末外国関係文書之十三』の第150文書、p. 311。
- (51) 『幕末外国関係文書之十四』の第29文書、p. 38。
- (52) 前掲(47)の件番号8「ソウヤ場所ヲムシヤ之節申渡ヶ條書」。
- (53) 例えば、また、1868(慶応4)年のヨイチ場所のオムシヤ申渡(北海道博物館所蔵の林家資料B54・153524「ヲムシヤ申渡書」)のなかにもほぼ同様の記述が見られる。
- (54) 北海道博物館所蔵の林家資料B153・153848「御軽物割合写し書」。
- (55) 長澤政之は、藤野家の文書群の類似史料『覚』の年代を1852(嘉永5)年間2月28日付けとする(長澤 2001: 33)。「覚」の末尾には「触書之写」とあるので、松前藩から請負人へ通達された触書は、それ以前に出されたことになる。
- (56) 「以来矢羽、熊膽者申込茂無之、小皮類場所之員数割付被仰出候間、売上方精々心懸可申候」の部分について、小皮のみならず、矢羽、クマ胆についても員数を割り当てたとの解釈もあるが(長澤 2011: 34)、筆者は「矢羽、熊膽者申込茂無之」は「売上方精々心懸可申候」に続く(と読み、5)6)のように解釈した。ヲシ羽とクマ胆の場所ごとの上納割り当てについて、周辺史料から確認することができず、割り当て(ノルマ)の存在そのものに懐疑的だからという理由もある。
- (57) 清水平三郎については、拙稿で取り上げたことがある(東 2005)。
- (58) 長澤政之が紹介した藤野家の『覚』は、子モロ、クナシリ、ソウヤ、シヤリ、モンベツのみしか記載がなく(長澤 2011: 37)、藤野家の場所請負地域だけを写した抜粋となっている。
- (59) 幕末のサンタン交易におけるシラヌシからトンナイへの交易場所の変更については、拙稿で取り上げたことがある(東 2010)。

参考文献

- 秋葉實翻刻・編 1997. 松浦武四郎選集 二. 北海道出版企画センター.
- 東俊佑 2005. 幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策. 北海道・東北史研究 2.
- 東俊佑 2007. 幕末期北蝦夷地における大野藩のウシヨロ場所経営. 北海道開拓記念館研究紀要 35. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2010. 幕末のサンタン交易について. 北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告—, 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2013. 近世蝦夷地交易品ノート(Ⅰ)—17~18世紀アイヌ生産品を中心に—. 北方地域の人と環境の関係史—2010-12年度調査報告—, 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2017. 「トコンヘ一件」再考—北蝦夷地ウシヨロ場所におけるアイヌ支配と日露関係—. 白木沢旭児編. 北東アジアにおける帝国と地域社会. 北海道大学出版会.
- 東俊佑 2017b. 安永7年の蝦夷地奉行定書について. 北海道博物館研究紀要 2. 北海道博物館.
- 東俊佑 2018. 「土人給料勘定」のしくみ(Ⅰ)—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—. 北海道博物館研究紀要 3.
- 東俊佑 2019. 「土人給料勘定」のしくみ(Ⅱ)—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—. 北海道博物館研究紀要 4.
- 東俊佑 2019b. アイヌの交易世界と松前藩. 歴史地理教育, No. 901.
- 東俊佑 2020. 「土人給料勘定」のしくみ(Ⅲ)—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—. 北海道博物館研究紀要 5.
- 網走市史編纂委員会編 1958. 網走市史 上巻. 網走市役所.
- 稲垣令子 1985. 近世蝦夷地における儀礼支配の特質—ウイマム・オムシャの変遷を通して—. 民衆史研究会編. 民衆生活と信仰・思想. 雄山閣.
- 稲葉一郎解説. 蝦夷地・樺太巡見日誌 入北記. 北海道出版企画センター.
- 榎森進 2007. アイヌ民族の歴史. 草風館.
- 榎森進 2018. ロシア国立サンクトペテルブルグ図書館所蔵「安永七年の津釜婦・しょんごおとな宛、蝦夷地奉行発給文書」に関する若干の考察. 東北文化研究所紀要(東北学院大学) 50.
- 川上淳 2020. 千島通史の研究. 北海道出版企画センター.
- 菊池勇夫 1999. エトロフ島—つくられた国境(歴史文化ライブラリー78). 吉川弘文館.
- 菊池勇夫 2010. 十八世紀末のアイヌ蜂起—クナシリ・メナシの戦い—. サッポロ堂書店.
- 菊池勇夫 2013. アイヌと松前の政治文化論—境界と民族—. 校倉書房.
- 菊池勇夫 2019. 松前藩の上乗・目付について—17・18世紀におけるアイヌ交易—. 研究年報(宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所) 52.
- 小林真人 1998. 成立期場所請負制の制度的考察—商場知行制と場所請負制の関係について—. 北海道・東北史研究会編. 場所請負制とアイヌ—近世蝦夷地史の構築をめざして—. 北海道出版企画センター.
- 佐々木史郎 1997. 18,19世紀におけるアムール川下流域の住民の交易活動. 国立民族学博物館研究報告 22-4.
- 札幌市教育委員会編 1987. 新札幌市史. 第6巻史料編1. 札幌市.
- 高倉新一郎 1966. アイヌ研究. 北海道大学生協同組合.
- 高倉新一郎(校訂) 1969. 日本庶民生活史料集成. 第4巻. 探検・紀行・地誌(北辺篇). 三一書房.
- 高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史. 三一書房.
- 田島佳也 2004. 場所請負の歴史的課題. 歴史評論 639
- 田島佳也 2014. 近世北海道漁業と海産物流通. 清文堂.
- 谷本晃久 2003. アイヌの「自分稼」. 菊池勇夫編. 蝦夷島と北方世界(日本の時代史19). 吉川弘文館.
- 谷本晃久 2020. 近世蝦夷地在地社会の研究. 山川出版社.
- H. チースリク. 北方探検記. 吉川弘文館.
- 出利葉浩司 1993. 近世末期上下ヨイチ場所におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動とその周辺—クマはどれだけ狩猟されたか—文献史料による一考察. 積丹半島の自然と歴史—人文編. 北海道開拓記念館研究報告 13.
- 出利葉浩司 2002. 近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について. 佐々木史郎編. 開かれた系としての狩猟採集社会. 国立民族学博物館調査報告 34.
- 出利葉浩司・手塚薫 1994. アイヌの毛皮獣狩猟とその北東アジアにおける歴史的的位置—アイヌ民族の狩猟活動研究の方向の示唆にむけての試論—. 1993年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告. 北海道開拓記念館.
- 長澤政之 2002. 場所請負制下のアイヌの狩猟—子モロアイヌの狩猟の歴史的展開過程の分析を通じて—. アジア文化史研究(東北学院大学大学院文学研究科) 2.
- 長澤政之 2005. 近世蝦夷地. 場所請負制下のアイヌ社会—東蝦夷地. 子モロ場所の事例を通じて—. 東北学院大学大学院文学研究科・博士課程学位論文.
- 長澤政之 2008. 場所請負制下のアイヌ社会—場所における生産と労働—. 榎森進・小口雅史・澤登寛聡編. 北東アジアのなかのアイヌ世界(アイヌ文化の成立と変容—交易と交流を中心として下). 岩田書院.
- 長澤政之 2009. 場所請負制下. 道東のアイヌ社会—ネモロ(根室)場所アイヌの生業活動の実態とその変容を中心に—. 千島列島に生きる—アイヌと日露・交流の記憶—(第24回特別展環北太平洋の文化IV). 北海道立北方民族博物館.
- 長澤政之 2011. 藤野家文書『覚』にみる軽物の流通に関する一考察. 北方島文化研究 9.
- 北海道編 1969. 新北海道史. 第7巻史料1. 新北海道史印刷出版共同企業体.
- 北海道庁編 1991. 新撰北海道史 第5巻. 清文堂出版(復刻).
- 松前町史編集室編 1979. 松前町史・史料編・第3巻. 松前町.
- 松前町史編集室編 1984. 松前町史・通説編・第1巻上. 松前町.
- 松本あづさ 2020. 古文書の中のヒグマ. 増田隆一編. ヒグマ学への招待—自然と文化で考える. 北海道大学出版会.
- 吉田常吉編 1962. 松浦武四郎著 蝦夷日誌(上)—東蝦夷日誌—. 時事通信社.

アムール川下流域・サハリン島地図



早見鶴一良『北蝦夷地用』（北海道大学附属図書館所蔵）、林頭三編『北海紀行』（明治7年6月刊行）をもとに推定

## Payments of Karumono to the Government by Ainu at Ushoro Basho, North Ezochi

AZUMA Shunsuke

---

This study examines payments of *karumono* to the government by Ainu recorded in 'Kita Ezochi You', an account ledger of the Ushoro *basho* (trading settlement) which was located on the west coast of Sakhalin (Karafuto), presently Orlovo, Sakhalin Oblast, Russia.

*Karumono* refers to high-value products purchased monopolistically by entities such as the Matsumae clan and Edo shogunate from Ainu in Ezochi during the 17th through mid-19th centuries. Typical examples include hunted animal products such as sea otter pelts, eagle feathers, and bear gall bladders, together with Chinese-made silk products (old official's clothing of the Qing dynasty, pieces of fabric) and other goods distributed via trade with the people of Santan. During the early 1810s, the Ainu became excluded from Santan trade as the Edo shogunate and Matsumae clan began to deal directly with the Santan people. The scope of *karumono* was expanded to include

*kogawa* (otter, fox, marten, etc.) which were sold over to the Santan people, and payment in the form of these *kogawa* became partly mandatory for Ainu in almost all regions of Ezochi.

Towards the end of 'Kita Ezochi You', records show the status of delivery of *kogawa* such as fox and marten to trade offices; these focus on several influential Ainu figures, and indicate that the trade offices imposed quotas on numbers of pelts delivered. The first phase of this study is an analysis of these records. In the second phase we report on the origins of *karumono*, classification and prices of *karumono*, and the arrangement of the *karumono* payment system according to historical records such as literature related to the *basho ukeoi* (sub-contracted trade) system in the collection of Hokkaido Museum (including the Hayashi Family Collection), official documents of the Edo shogunate, and similar primary sources.